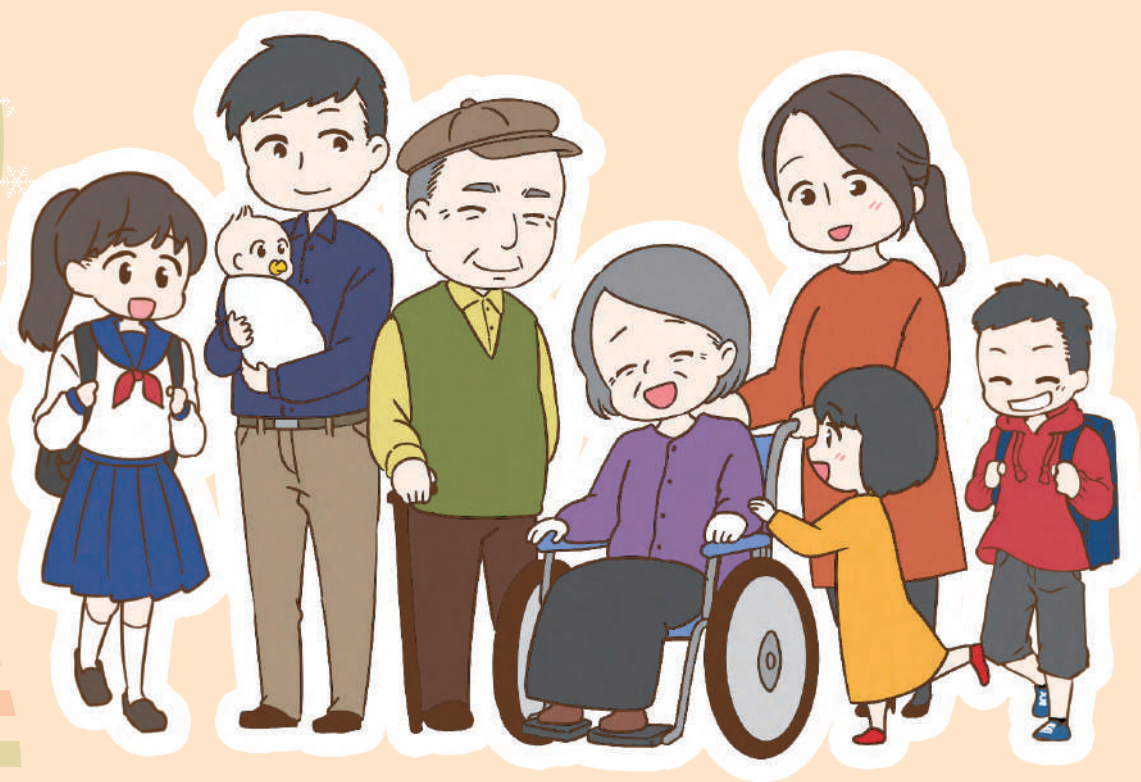


かまぐら ささえあい 福祉プラン



第6次地域福祉活動計画

令和6年度（2024年度）～ 令和10年度（2028年度）



目次

第1章

1	社会福祉協議会について	3
	(1) みなさんは、社会福祉協議会をご存じでしょうか	3
	(2) 市社協の活動は、さまざまな会員によって支えられています	3
	(3) 地域住民が主役の地域福祉を進めるために	4
	(4) 地区社会福祉協議会について	5
	(5) あなたの町の地区社会協議会はどこでしょうか?	5
2	地域福祉活動計画とは	6
	(1) 地域福祉活動計画とは	6
	(2) これまでの活動計画について	6
	(3) 鎌倉市地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	7
	(4) 第5次計画の代表的な取組みと第6次計画に継承する課題や展望	7
	(5) 第6次地域福祉活動計画の考え方、方向性について	11
3	地域状況と地域福祉推進の課題	12
	(1) 統計資料から見る地域の状況	12
	(2) 生活支援コーディネーターから見た地域の特徴と地域の取組み事例の紹介	13
	(3) 地域福祉懇談会の開催	21
	(4) 課題整理(第6次計画に継承されるキーワード)	23

第2章

1	活動計画の基本理念	25
2	計画期間および計画の名称	25
3	第6次地域福祉活動計画の構成	25
4	4つの目標	25
5	活動計画の推進体制	26
6	各目標についての説明と具体的な取組み	29
	Ⅰ. 地域福祉の担い手づくり	29
	Ⅱ. 集いの場や居場所づくり	32
	Ⅲ. 支え合いや助け合いの活動支援と仕組みづくり	36
	Ⅳ. 相談支援と情報提供の基盤づくり	40

第3章

資料編	45
(1) 鎌倉市の統計資料	45
(2) 地域別の基礎的資料	50
(3) かまくら ささえあい福祉プラン推進等委員会設置要綱	58
(4) かまくら ささえあい福祉プラン推進等委員会委員名簿	60
(5) 策定のための推進等委員会の開催	60

第 1 章

1

社会福祉協議会について

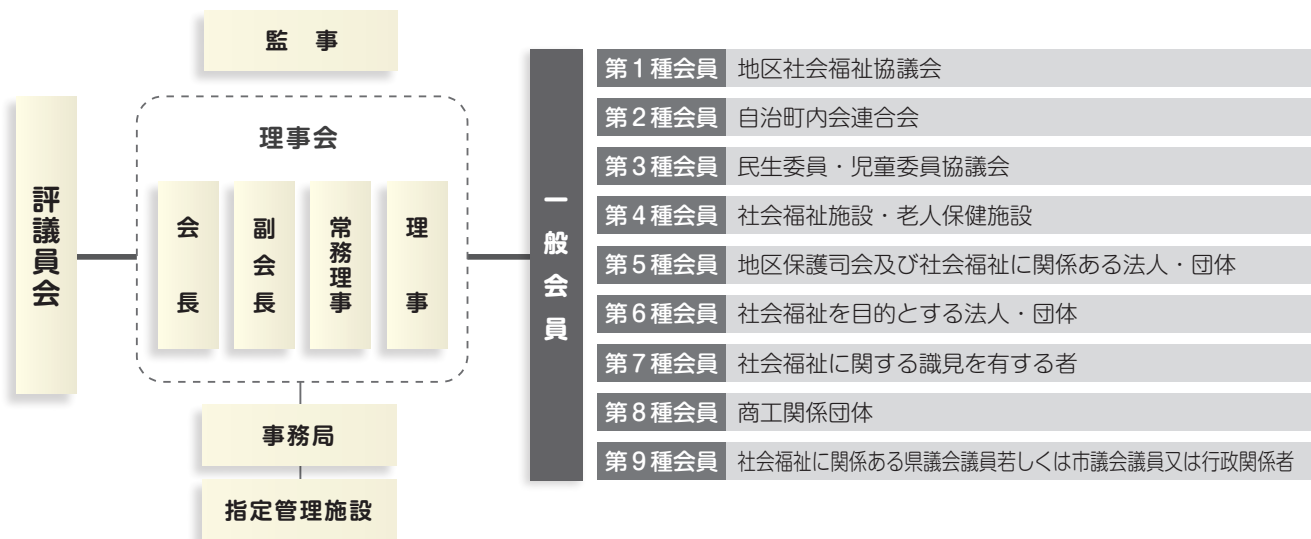
(1) みなさんは、社会福祉協議会をご存知でしょうか

社会福祉協議会（略して「社協（しゃきょう）」といいます。）は、「地域福祉^(※)の推進を図る団体」として社会福祉法第109条に規定されている各都道府県・各市町村に設置された民間組織（社会福祉法人団体）です。

社協は行政組織ではなく、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、市内の地域福祉推進のための諸活動を実行する民間の社会福祉団体です。鎌倉市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）は、昭和27年（1952年）に任意団体として設立、昭和50年（1975年）に「社会福祉法人」としての法人格を取得して現在に至っています。

(※) 地域福祉とは、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

(2) 市社協の活動は、さまざまな会員によって支えられています



(3) 地域住民が主役の地域福祉を進めるために

市社協は、地域住民や地域のさまざまな関係機関の参加・協力を得ながら生活上の課題解決を行い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

地域福祉を推進するためには、地域住民をはじめ、地区社会福祉協議会、自治会町内会、民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、福祉当事者団体、ボランティアグループ・NPO、商工関係、専門機関、行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。そのためには、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの視点が大切です。

自助

自分や家族で出来ることは自分で
行うこと

互助

近隣の助け合いやボランティア等の
インフォーマルな相互扶助のこと

共助

介護保険制度など社会保険として
制度化された相互扶助のこと

公助

行政等が行う公的なサービスとして
行うこと

ここでは地域福祉の観点から厚生労働省が地域包括ケアシステムの説明で用いている4助(自助・互助・共助・公助)で説明していますが、防災の取組み等では3助(自助…一人ひとりの役割、共助…身近な人や地域住民の助け合い、公助…行政の役割)に分類することもあります。

市社協が特に力を入れて推し進めようとする部分は、誰にでも起こりうる生活の困難に「自助」だけでは対処できない場合に備える地域の支え合いや助け合いの活動、すなわち「互助」の部分です。

また、自治会町内会のエリアや小中学校区など、私たちが普段暮らしている身近な地域のなかで、誰もが安心して暮らせる地域にしていくために、住民の困りごとや地域課題の解決に取り組むことが地域福祉活動です。

本計画では、地域福祉を進める上での「地域」の概念を、9つの地区社会福祉協議会のエリアで考えています。

地区社会福祉協議会は、身近な地域で福祉活動を進めることを目的とした福祉専門組織であり、それぞれの地区社会福祉協議会の活動エリア(以下、「日常生活圏域という。」)において、地区社会福祉協議会とともに、自治会町内会・民生委員児童委員協議会・高齢者団体(みらいふる)・ボランティア団体・スポーツ団体・子育て支援団体などの地縁組織が、子どもから高齢者まで、また障害の有無を問わず全世代を対象に誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組むことが地域福祉の発展につながります。

しかしながら、地縁による地域福祉活動に携わる人・支える人(=担い手)は、本市のみならず全国的に少子高齢化・核家族化・年金受給年齢の引き上げ等の社会情勢の変化によって減少傾向にあり、地域福祉を進めていくうえでの大きな課題です。

このような情勢下で地域福祉を進めるためには、地区社会福祉協議会などの地縁組織に加え、福祉施設や団体・ボランティア・NPO・商工団体など一定の役割や活動目的を持って組織されている多様な主体に地域福祉への参加・協力を求め、地域における担い手のすそ野を広げ、地域福祉の充実という共通の目的をもって活動することが求められています。

(4) 地区社会福祉協議会について

地区社会福祉協議会（略して「地区社協（ちくしゃきょう）」といいます。）は、みなさんの住むまちで福祉活動を進めることを目的とした福祉専門組織です。住民のみなさんから自治会町内会を通じて納入された年会費と行政や市社協からの助成金を主な活動財源として活動する、自主的な組織として、鎌倉市内には9つの地区社協があります。

地区社協の活動は、地域で生活している人だからこそ共感できる福祉的な課題について話し合い、自ら取組めることを考え、活動に結び付けることができることが特徴です。

各地域では、自治会町内会、民生委員児童委員協議会、ボランティアなど様々な人たちが、それぞれの目的を持って活動されています。

これらの人々が“同じ地域に暮らす者同士”という共通項で結ばれて地区社協を構成し、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目標に活動しています。

(5) あなたの町の地区社会福祉協議会はどこでしょうか？

地区社協エリアと自治会町内会などのエリア分けの対比

地区社協名	5行政地域	10包括	10民生委員 児童委員	市立16小学校	市立9中学校
第一地区	鎌倉地域	市社協	1区	御成小 第一小 第二小 稲村ガ崎小	御成中 第一中 第二中
大町地区		鎌倉きしろ	2区		
材木座地区					
第三地区		鎌倉静養館	3区		
腰越地区	腰越地域	聖テレジア	4区	七里ガ浜小 腰越小	腰越中
西鎌倉地区	深沢地域	聖テレジア第2	10区	西鎌倉小	手広中
深沢地区		みどりの園鎌倉	5区	深沢小 山崎小 富士塚小	深沢中
		湘南鎌倉	6区		
大船地区	大船地域	きしろ	7区	大船小 小坂小 今泉小	大船中 岩瀬中
		ふれあいの泉	8区		
玉縄地区	玉縄地域	ささりんどう鎌倉	9区	玉縄小 植木小 関谷小	玉縄中

(1) 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域住民や福祉関係者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画です。

つまり、地域住民が地域の課題に向き合い、解決するために活動することの方策を取りまとめたものが地域福祉活動計画です。

しかし、現実には地域福祉の担い手の高齢化や人材不足が深刻な課題とされていることから、第6次の計画は地域福祉を地域住民に全てお任せというわけではなく、地域住民や福祉関係者の想いや希望を汲みながら、地域福祉に対する理解と協力を得て、市社協が取り組むべき具体的な目標と取組みをまとめた計画としました。

(2) これまでの地域福祉活動計画について

市社協では、平成12年度（2000年度）から地域福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉の充実や推進体制の整備を図ってきました。

第1次鎌倉市地域福祉活動計画

（平成12年度（2000年度）～平成16年度（2004年度））
基本理念「住民とともに歩む福祉のまちづくり」

第2次鎌倉市地域福祉活動計画

（平成17年度（2005年度）～平成21年度（2009年度））
基本理念「誰もが安心して暮らせる地域づくり」

第3次鎌倉市地域福祉活動計画

（平成22年度（2010年度）～平成26年度（2014年度））
基本理念「誰もが安心して暮らせる地域づくり」

第4次鎌倉市地域福祉活動計画（かまくら ささえあい福祉プラン）

（平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度） + 平成30年度（2018年度））
基本理念「つながり支え合う安心のまち かまくら」

第5次鎌倉市地域福祉活動計画（かまくら ささえあい福祉プラン）

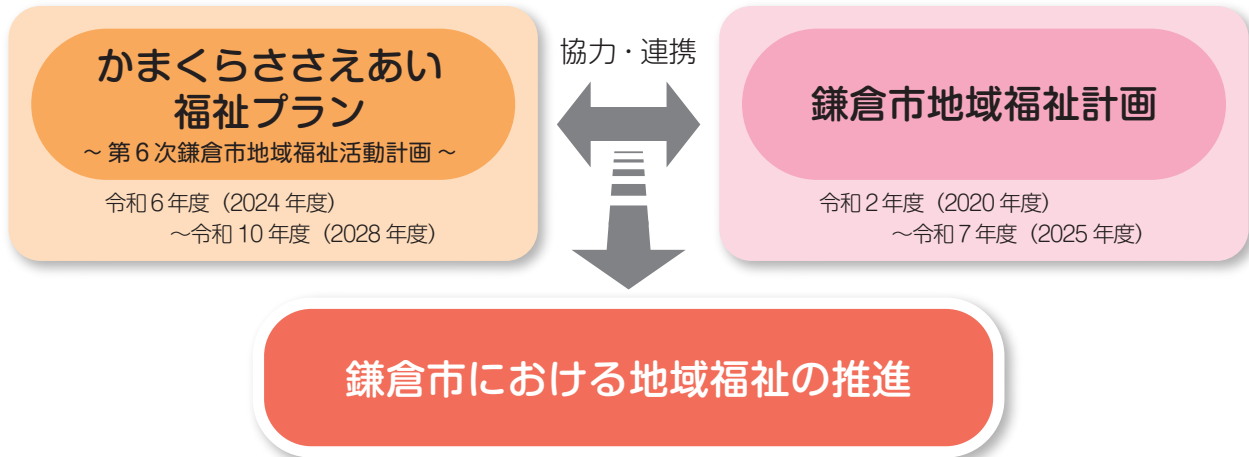
（令和元年度（2019年度）～令和3年度（2021年度）
+ 令和4年度（2022年度）～令和5年度（2023年度））

※令和2年（2020年）2月から拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により計画を2ヵ年延長。
基本理念「みんながつながる、支え合い、助け合うまち かまくら」

(3) 鎌倉市地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

市が策定した地域福祉計画（行政計画）は、制度的な福祉の充実を目指す計画です。一方で市社協が策定する地域福祉活動計画は、住民主体・住民参加を基本に地域の課題を解決するために地域住民や様々な組織・団体によって活動が発展するよう、具体的な取組みが書かれた計画になります。

両計画は、地域課題と推進の方向性を共有し、それぞれの計画の特色を踏まえて相互に協力・連携をしていきます。



(4) 第5次計画の代表的な取組みと第6次計画に継承する課題や展望

I. なんでも相談体制の創設

市社協行動計画 なんでも相談窓口を設置します。

〈取組みの成果〉

ちょっとした心配事や、どこに相談すればよいかわからない事を気軽に相談できる場所として、「なんでも相談窓口」の設置に取り組みました。また、市社協で対応困難な課題等は市社協会員組織、或いは他の社会資源と連携することでより丁寧な対応に努めました。

（連携事例：食糧の寄付…NPO 団体等との連携、フェイスシート寄付…施設部会との連携、高齢者の心理的な不安についての相談…地域包括支援センター等との連携など）

〈課題や展望〉

市社協の会員組織をはじめ、地域福祉のネットワークを活かすためには、なんでも相談を市社協が行っていることの周知がまだ不十分です。住民からの相談だけではなく、福祉関係団体や事業所等にも相談窓口を周知するとともに、必要なときには解決に向けた連携と協力を仰ぎたいという関係づくりを強化する必要があります。引続き、地域住民の困りごとを見逃さないこと、問題の早期発見・解決を図ること、個別課題から地域課題を把握すること等、「福祉の総合相談窓口」としての機能充実を図るとともに、市社協会員組織や多機関との連携・協働を一層強化することで包括的な支援体制を目指します。

また、老人福祉センターへの「なんでも相談窓口」設置に向けた取組みを進めます。



Ⅱ．地域活動や組織運営の支援

市社協行動計画 専門職と地域住民が協働して地域アセスメント^(※)を全地区で実施して地域課題の把握を行います。

(※) 地域アセスメント…地域の「どこ」に「どんな問題」が「どのくらい」あるのか、また「どこ」に「どんな社会資源」があるのかを把握・分析・評価することにより地域の課題（弱み）や資源（強み）を視覚化すること。

〈取組みの成果〉

新型コロナウイルス感染症により、地域アセスメント会議が中止や延期を余儀なくされる中、人数制限、短時間開催等の感染症対策を徹底し、移動手段・防災などについて話し合いを再開しました。令和3年（2021年）に西鎌倉地区社協では、「危険！発見！西鎌倉・地域アセスメントマップ」作成の取組み、玉縄地区社協では、地域の暮らしやすいところ、暮らしづらいところを実際に見て回って作られた地域マップの取組みが行われました。また、深沢地区では、梶原山町内会が令和元年（2019年）から始まった地域アセスメントの取りまとめを行い、町内会で出来ることから取組みが始まりました。例えば、移動支援のためのベンチを2ヶ所に配置したことや町内会館に地域包括支援センターの出張相談窓口を設ける等の取組みを進めました。

〈課題や展望〉

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に福祉当事者団体の定例的な活動や福祉施設の地域開放に制限がかかり、意思疎通を図る機会を得ることが出来ませんでした。活動の再開に向けて何が必要か、また活動支援として何が出来るのかを話し合い、小さなことからでも協働できることを実践していくことで関係性を深めていく必要があります。また、地域アセスメントについては、生活支援コーディネーターを中心に各地域の基本情報や社会資源の情報整理から行い、常に内容を更新させることを念頭に、いつでも地域課題について話し合う場などで適宜活用し、住民と問題意識を共有できるよう取組みを強化していく必要があります。

Ⅲ．居場所や活動拠点の確保

市社協行動計画 地域福祉活動関係者・団体の活動拠点の確保・整備に取り組めます。

〈取組みの成果〉

生活支援コーディネーターが中心となり、「近所の団らん助成事業」の取組みにより、近隣住民が集うことができる場所として、個人宅の利用、空き店舗等を活用するきっかけづくりを行いました。人と人との過度な接触を避けなければならないコロナ禍だからこそ、近所の誰かと気軽に話がしたい、適度な関係性を維持したいという地域住民のニーズが明らかになりました。

〈課題と展望〉

引続き、個人宅等を住民同士の交流の場として活用する仕組みとして近所の団らん助成事業を継続するとともに、地域住民や福祉団体等がどのような活動をするためにどれぐらいの広さの活動場所を必要としているか等、具体的な内容に適した希望場所をもとに、新たな活動拠点や居場所の確保に取り組めます。また、既存の活動場所に関する情報や福祉施設の一部地域開放の状況について、情報の一元化が出来ていないため、改めて情報収集に取り組む必要があります。

Ⅳ．情報発信と情報共有の促進

市社協行動計画 市社協の情報収集・発信力や内部の情報共有力を強化します。

〈取組みの成果〉

広報委員会を開催し、かまくら社協だよりの紙面や今後のあり方、市社協リーフレット等について協議を行いました。また、職員向けに広報研修会を実施し、社協ホームページ、Facebookによる地域活動レポートをタイムリーに発信しました。フォロワー数も着実に伸びています。(約500件)

〈課題や展望〉

市社協ホームページやかまくら社協だよりのほか、SNSなど様々な広報媒体をさらに活用していくことで、市社協の情報のみならず関係団体の情報収集・発信の流れを促進させる取組みを検討します。また、地域福祉についての話し合いで基礎資料となる各地域別の統計的な基本情報や社会資源の収集と整理を行い、常に更新することで福祉関係の情報の一元化を図ります。

Ⅴ．権利擁護と地域生活支援の充実 ①

市社協行動計画 判断能力に課題のある方々の地域生活支援を強化します。

〈取組みの成果〉

市民後見人養成講座(実践研修)を開催し、市民後見審査会の審査を経て5名の修了生を成年後見センターの名簿に登録し、うち4名が法人後見支援員として実務に携わり、うち2名が市民後見人として家庭裁判所から選任され、後見人としての実践経験を積みました。

〈課題や展望〉

引続き市民後見人の育成に向けて市の補助金など全面的なバックアップのもと、市民後見人単独受任を目指します。そして、長期的な支援が求められる性質上、人的かつ質的に安定した状態で継続させることが課題です。そのため、市民後見人等の人材育成や関係機関とのさらなる連携を図り、受任体制の強化を検討していく必要があります。

V. 権利擁護と地域生活支援の充実 ②

市社協行動計画 災害時の福祉避難体制（要配慮者の支援体制）を検討します。

〈取組みの成果〉

かまくらボランティアセンターに登録している「かまくら防災士ネット」との連携により、自治会町内会や民生委員児童委員協議会等で、福祉と防災・減災に関する講習を開催し、地域住民の防災・減災に対する意識啓発に取組みました。

また、市社協が管理運営をしている市内の老人福祉センター5施設は災害時の福祉避難所に指定されていることから、福祉避難所運営に関するマニュアル作りへの協力、設置運営訓練の実施、災害を想定した無線交信訓練に取組みました。さらに、一般の避難所や福祉避難所で過ごすことが困難な要配慮者の二次的な受け入れ先として、市と協定を締結している福祉施設（施設部会員）を対象に意見交換を行い、災害を想定した対応方法の協議に取組みました。



〈課題や展望〉

災害は日常生活の延長線上に起こります。平常時からの住民同士のつながりやご近所が気にかけること（地域福祉の推進）が災害時の安否確認や避難行動につながると考えます。災害発生時に誰一人取り残さない地域づくりを目指すため、自助・互助による地域福祉（住民同士のつながり・支え合い）と地域防災（防災・減災）の意識の醸成を図りながら進めていく必要があります。

VI. 人材育成・確保

市社協行動計画 福祉教育を更に推進します。

〈取組みの成果〉

盲導犬ユーザー、福祉と防災、多文化共生など福祉教育プログラムの充実を図り、学校のみならず自治会町内会など人の集まる場で大人を対象とした福祉教育の推進にも力を入れました。



〈課題や展望〉

福祉教育を今後も継続します。未実施の学校への呼びかけや夏休み期間に子ども向けの福祉体験のイベントを実施します。

市社協行動計画 活動参加者の発掘・養成を強化します。

〈取組みの成果〉

パネル展示や鎌倉エフエムで既存ボランティアグループの活動紹介を行う機会を設け、広くボランティア活動への参加を呼びかけてきました。また、ボランティア入門講座を開催し、新規活動者の登録につながりました。



〈課題や展望〉

既存のボランティアグループへの活動支援として周知活動を行います。また、気軽にボランティア活動や福祉に参加できる機会を増やしていきます。

(5) 第6次地域福祉活動計画の考え方、方向性について

① 第5次計画の地域課題やニーズを引継ぐ計画に

前項で記した第5次計画の当初期間は令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）までの3年間でしたが、計画の初年度にあたる令和2年（2020年）3月から全世界で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの地域福祉活動が縮小や中止を余儀なくされ、年度ごとに活動状況を評価・検証するためのかまくらささえあい福祉プラン推進等委員会（以下「推進等委員会」という。）も対面の会議ができず、書面会議のみの開催でした。

そして当初の計画最終年度である令和3年度（2021年度）の書面による推進等委員会では、新型コロナウイルス感染症の収束も全く見通せなかったことから、計画期間をさらに2年延長し、令和5年度（2023年度）までの計画としました。ふり返れば、第5次計画に則った取組みはまだ道半ばであり、この取組みを第6次計画においても引継ぐことが地域福祉を進めることになると考えます。一方、第5次計画で把握した課題やニーズ以外にも第6次計画を策定する上で、市の統計資料の分析や地域福祉懇談会での意見交換などを通じて、新たな地域課題等を追加しています。

② 広く市民（普段、福祉との接点がない人を含む）に対し、地域福祉への「関心・理解・参加」を働きかけることに重点を置く

これまでの地域福祉の取組みは、課題をどうやって解決するのかという課題解決型のアプローチが主でした。この手法は地域住民が自ら生活する地域の課題を自分事として受け止め、その課題に対してどのような解決方法があるのか、自分たちには何ができるのかを考え、取組むというもので、地域福祉活動の正攻法であることは間違いありません。しかし、地域福祉の課題は明らかにすることは出来ても、解決という終わりが来ないことが数多くあります。例えば、担い手不足の問題等です。そのため、もう一つ違ったアプローチの方法として、まずは多くの地域住民に地域福祉に対する興味や関心をもってもらえる参加しやすい取組みを企画することや、地域で出来ることをテーマにした結論を求めない、急がない、意見交換でお互いがどんなことを感じているかを共有する機会を増やすことにより、課題に対しては間接的なアプローチになるのかもしれませんが、長い目で見れば地域福祉の発展に好影響をもたらすことに期待をかける、言わば地域福祉への「関心・理解・参加」を働きかける取組みを加えていければと考えます。

③ 住民主体の地域福祉を目指すために、市社協が果たすべき役割を明確にすることで、地域福祉活動計画の進行管理・取組評価を着実にやっていく

地域福祉活動計画は計画が完成したら終わりではなく、その計画に基づいてどのような取組みが出来たのか、また出来なかったのかを検証し、次に活かしていくことが重要であることは言うまでもありません。

問題は、その検証をする際に計画自体が市社協の取組みを描いた計画ではないという理由付けから、地域住民の役割、地区社協の役割、施設や団体の役割など、地域福祉関係者それぞれに対する目標項目が記載される計画がありました。理想を求めればそれぞれの関係機関が主体的にいつまでに何をしますという計画の建付けになり、それぞれの立場の取組みに関する検証が行われるものになります。

しかし、実態はそこまでの検証を各関係機関に求めることは困難であり、第6次計画では、まず市社協が地域住民や関係機関の理解と協力を得ながら取組む具体的な活動をまとめた計画とし、地域福祉の推進のために出来ることから着実に積み重ねていく計画としています。

3

地域状況と地域福祉推進の課題

(1) 統計資料から見る地域の状況

① 人口と高齢化率

令和4年(2022年)9月末日現在の地域別・町丁字別の年齢別人口(住民基本台帳)より

	市全体	鎌倉地域	腰越地域	深沢地域	大船地域	玉縄地域
人口	176,781人	47,346人	24,705人	34,340人	45,470人	24,920人
(内、65歳以上)	53,512人	15,429人	8,321人	10,735人	11,940人	7,267人
高齢化率	30.3%	32.2%	33.7%	31.3%	26.3%	29.2%

② 地域別人口と世帯数

鎌倉の人口と世帯数(令和4年(2022年)1月1日現在・地域・町丁・字別)(国勢調査基準)

	市全体	鎌倉地域	腰越地域	深沢地域	大船地域	玉縄地域
人口	172,698人	45,491人	23,816人	33,820人	44,600人	24,701人
世帯数	76,470世帯	20,462世帯	10,259世帯	14,692世帯	20,944世帯	10,582世帯
(1世帯平均人員)	2.26人	2.22人	2.32人	2.30人	2.13人	2.33人

③ 地区社協・自治会町内会・民生委員児童委員数(実数/定数)

令和4年(2022年)12月1日現在

	市全体	鎌倉地域	腰越地域	深沢地域	大船地域	玉縄地域
地区社協	9	4	2	1	1	1
自治会町内会	180	65	24	29	31	31
民生委員児童委員	212 / 226	64 / 66	32 / 40	42 / 43	50 / 50	24 / 27

④ 学校(公立/私立)

	市全体	鎌倉地域	腰越地域	深沢地域	大船地域	玉縄地域
小学校	17 / 2	5 / 1	3 / 0	3 / 0	3 / 1	3 / 0
中学校	10 / 6	4 / 1	1 / 0	2 / 0	2 / 3	1 / 2
高等学校	4 / 6	0 / 1	2 / 0	1 / 0	1 / 3	0 / 2
特別支援学校	1 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	1 / 0
大学・短期大学	0 / 3	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 3	0 / 0

⑤ 福祉施設・病院

	市全体	鎌倉地域	腰越地域	深沢地域	大船地域	玉縄地域
児童分野	54	15	6	10	18	5
障害分野	11	4	1	3	0	3
高齢分野	23	8	2	4	2	7
病院(ベッド20床以上)	12	5	3	2	1	1

詳細は、第3章の資料編を参照

(2) 生活支援コーディネーターから見た地域の特徴と地域の取組み事例の紹介



① 生活支援コーディネーターの取組み

市社協は、平成 29 年度（2017 年度）から鎌倉市生活支援体制整備事業を受託し、市内 5 地域（鎌倉・腰越・深沢・大船・玉縄）の日常生活圏域に生活支援コーディネーターを 1 人ずつ配置し、多様な事業主体と連携しながら、高齢者等の日常生活に必要な支援体制の充実・強化を図るとともに、介護予防と健康増進を目的とした社会参加を推進しています。

生活支援コーディネーターは別名「地域支え合い推進員」とも呼ばれており、高齢者等が日常生活を送るうえで「あったらいいな」と思うことや、「どんなことなら出来るか」などを、地域の方々と一緒にアイデアを出しあいながら、支え合いの仕組みの充実に取り組んでいます。

また、市は令和 4 年度（2022 年度）から重層的支援体制整備事業に着手し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、5 つの事業

- ① 包括的支援事業
- ② 多機関協働事業
- ③ 参加支援事業
- ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ⑤ 地域づくり事業

の一体的な実施に向けて取組みを始めました。特に生活支援コーディネーターの取組みと深い関係がある事業は地域づくり事業です。

地域づくり事業は、これまで児童・高齢・障害・生活困窮と各分野が別々に取組んできた地域支援や地域活動を一体的に実施することで、属性や世代を問わない地域づくり体制をつくり、地域共生社会の実現に取り組んでいくものです。

生活支援コーディネーターは、介護保険法に基づいた高齢者の生活支援や介護予防・健康増進の充実を地域の方々と推進すると共に、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、属性や世代を超えた多様な地域活動が生まれやすい環境整備を進めていきます。

上記の生活支援体制整備事業並びに重層的支援体制整備事業^(※)は、市からの委託事業として仕様が定められた取組みではありますが、市社協は両事業による取組みの成果を住民主体の地域福祉推進に活かしていきたいと考えています。

(※) 市社協では重層的支援体制整備事業のなかで (2) 多機関協働事業と (3) 参加支援事業を令和 3 年 (2021 年) 11 月から市からの委託を受けており、Libero かまくらを設置しています。

鎌倉地域

(第一地区社協／大町地区社協／材木座地区社協／第三地区社協)

行政区域として示される鎌倉地域には、第一地区、大町地区、材木座地区、第三地区の4つの地区社協エリアに分かれています。

鎌倉地域の特長

鎌倉地域は、金沢街道を通過して横浜市金沢区や逗子市が隣接、海岸線の東側に位置しており、JR 鎌倉駅周辺は東口（鶴岡八幡宮に行く方面）から広がる小町通・若宮大路の商店街や観光地で1年中賑わっています。

鎌倉駅西口（市役所本庁舎方面）は観光地の飲食店等があり、江ノ電で海沿いを通り、由比ガ浜、長谷、極楽寺、稲村ガ崎の景観を楽しむ観光客が後を絶ちません。海側に転じてみれば、材木座海岸や由比ガ浜海岸では、1年を通してマリンスポーツが盛んであり、坂ノ下、稲村ガ崎の海岸沿いは風光明媚な場所として親しまれています。

地域活動の事例

活動名	ハイランド自治会「楽食の会」
主催・団体	ハイランド自治会「楽食の会」
開始時期	令和5年（2023年）5月23日（火）

内 容

ハイランド自治会は高齢化率が40%台の住宅街で、自治会で「高齢者支援部」があり、「お助け隊」が高齢者世帯の日常生活支援（庭の手入れ、簡易な修理、片付け等の雑事）をしています。今年度から新しく「楽食の会」を立ち上げ、一人暮らしで引きこもりがちな世帯に自治会館で昼食を一緒にとりながら会話を楽しむ場を提案しました。自治会員のボランティアが調理、配膳、後片付け、材料・調理器具運搬をしています。開催日は、毎月第一火曜日の12～14時で事前予約制です。

活動の様子



きっかけ

以前は毎月1回、希望者が集まり、夕食を作って食べていた「食楽の会」は、コロナの影響で中断・終了となりましたが、今回、自治会役員と主要メンバーが話し合いを重ね、自治会の高齢者のために「楽食の会」として新たに活動が始まりました。

調理等担当しているのは「元食楽の会」のメンバー、自治会館利用の「すみれ会」のサークルメンバーです。

参加者の声

- ・みんなでおいしい食事を一緒に食べ、食後のコーヒーを飲みながら色々な歓談をするのがとても楽しいです。
- ・ご近所だけでなく、同じ住宅街の人とわかって食事をしているので、うちとけやすいです。
- ・食後のおしゃべりで色々な情報（高齢者を狙った詐欺等）が得られます。

腰越地域

(腰越地区社協／西鎌倉地区社協の一部)

行政区域として示される腰越地域は、腰越地区と西鎌倉地区の地区社協エリアに分かれています。

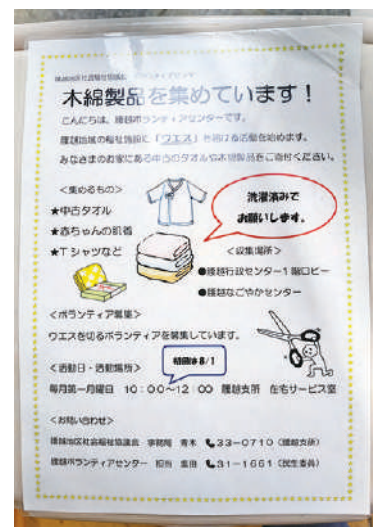
腰越地区の特長

市の南西側に位置する腰越地区は、海岸線に江ノ電が走り、腰越漁港がある港町になっています。古くからの地域（中原・土橋・下町・神戸・浜上）と比較的新しい地域（津西）に住宅や商店があります。また、七里ガ浜・七里ガ浜東の周辺は、道幅が広く区画整備された大規模な住宅地が広がり、海沿いの江ノ電「鎌倉高校前駅」の踏切は、観光スポットとして脚光を浴びています。湘南モノレール「西鎌倉駅」と江ノ電「腰越駅」の間に、腰越行政センターがあります。

地域活動の事例

活動名	ウエスボランティア
主催・団体	腰越地区社会福祉協議会
開始時期	令和4年（2022年）8月
内容	腰越地区の福祉施設に「ウエス（拭き捨て布）」を届ける活動です。腰越地区在住の高齢者の方々が、寄付された木綿製品を福祉施設で使いやすい様に切り分けていく作業を行っています。

活動の様子



きっかけ

生活支援コーディネーターの呼びかけがきっかけで、腰越地区ボランティアでのウエスボランティアの活動が始まりました。

参加者の声

- ・みんなでウエス生地を切ることが、福祉施設の方や拭き捨て布を必要としている方に役立つので、地域に貢献出来るのが嬉しい。
- ・受け取る側の福祉施設の利用者も、ウエスが届くことを心待ちにしており、ウエス生地の中でも綺麗な柄があるとクルミボタンなどに加工しアクセサリーにしています。ウエスが拭き捨て布としての用途だけではないことをボランティアの方も喜んでます。

西鎌倉地区の特長

湘南モノレール江の島線・神奈川県道 304 号腰越大船線・市道大船・西鎌倉線（旧京浜急行線）が走り、道路で南北に分けて地形がすり鉢状になっています。北側には手広や西鎌倉住宅の住宅地が広がり、南側には、県道から少し離れて坂を上がると新鎌倉山や南鎌倉、御所ヶ丘など、昭和 40 年以降に宅地開発が進んだ住宅地があります。県道沿いのお店が立ち並ぶエリアは腰越地区にあたるため、西鎌倉地区の大部分は住宅地であるといえます。

地域活動の事例

活動名	おしゃべりカフェ「だんだん」
主催・団体	西鎌倉地区社会福祉協議会
開始時期	平成 28 年（2016 年）7 月
内 容	西鎌倉地区の高齢者の居場所として湘南モノレール西鎌倉駅近くにある中国茶専門店「茶風」のレンタルスペースを借用し、おしゃべりカフェを奇数月の第 3 日曜日に開催しています。参加費はお茶とお菓子代として 200 円です。開催日には、コロナウイルス感染症の予防策をとりながら、音楽鑑賞やスクワット体操、市の保健師による健康相談など趣向を凝らした企画が用意され、参加者同士が楽しく交流を深めています。また、高齢者の爪の悩みを解消すべく訪問フットケア看護師による爪のお手入れや、ちょっとしたスマートフォンの使い方に関する相談に応じるお悩みスマホコーナーは大変好評で毎回行われています。
活動の様子	  
きっかけ	鎌倉市市民健康課からオレンジカフェ（認知症の方やその家族・知人のための気軽集える場所で、情報交換や相談ができる）の開設についてのお話があり、西鎌倉地区社協で開設の検討を行い、平成 28 年（2016 年）にスタートしました。その後、地域のいろいろな方々に参加していただけるよう、「オレンジ」という名称を外し「おしゃべりカフェ」として活動しています。
参加者の声	<ul style="list-style-type: none">・お友達の家に遊びに行くような感覚で参加できる、とても落ち着くありがたい場所です。・健康のことや介護のことなど、何か気になる事があればいつでも相談できるので安心。・男性は出不精になりがちだが、それではいけないと思って、思い切って出て来た。落語を生で聞けて良かった。また来ます。

深沢地域

(深沢地区社協／西鎌倉地区社協の一部)

行政区域として示される深沢地域には、深沢地区社協エリアと一部の西鎌倉地区社協エリアに分けられています。

深沢地域の特長

深沢地域は、緑豊かで鎌倉中央公園や夫婦池などの大きな公園があり、県道沿いにはスーパーやコンビニ、小型店舗が連なり、湘南モノレール沿いには小さな商店も点在しています。

バスやモノレールで鎌倉駅や大船駅、藤沢駅に行けるため、比較的に買い物や交通の便も良く、生活に便利な地域です。住宅街では、常盤、笛田、梶原、山崎の旧深沢村と言われる古くからある住宅地と、梶原山や大平山丸山、琵琶苑、鎌倉山萩郷などの40～50年前に造成された新興住宅地が混在しており、市営住宅やマンションも多い地域です。

地域活動の事例

活動名	たすけあい・ぐりーんの会
主催・団体	鎌倉グリーンハイツ自治会
開始時期	令和4年(2022年)4月～
内容	<p>「ゆるやかな見守り活動」の一環として、住民同士の交流、たすけあい・支え合いの仕組みづくりを実践しています。</p> <p>『たすけあい・ぐりーんの会』のメンバーが中心となり、顔の見える関係づくりのきっかけとなる活動についてアイデアを出し合い、自分たちができることを実現しています。</p> <p>また、見守り活動を通して、高齢者への声掛けを行い、いきいき体操(介護予防)やウォーキングなどを実施し、住民同士の交流を深めながら、お互いがゆるくつながっていく取組みを行っています。住民同士の「おしゃべり会」や認知症などの講座、古本を利用したブックカフェ、夏祭り、ラジオ体操、餅つき大会など、若い世代が参加できるイベントも企画、開催しています。</p>
活動の様子	   <p>住民が作成した「たすけあい・ぐりーんの会」のロゴ</p> <p>おしゃべり会で甲子園決勝戦をパブリックビューイング</p> <p>50年展の様子</p>
きっかけ	<p>コロナ期には住民同士が顔を合わせる機会がなかったのですが、コロナが収まってきた頃に高齢者から「誰かと話したい」「お茶会をしてほしい」という要望が出てきたことと、深沢会議が各自治会町内会に呼びかけている「ゆるやかな見守り活動」に自治会として賛同し、参画した時期とが重なり、顔の見える関係を築くべく、楽しく過ごせる交流の場づくりを始めました。これからも住み慣れた地域で生活していけるよう、住民の困りごとに対応できる仕組みを確立し、実行していきたいと考えています。</p>
参加者の声	<ul style="list-style-type: none">・人と知り合えて、会話できることが楽しい。・おもしろい企画を考えてくれて、次にどんな企画があるのか楽しみ。・子どもたちとの交流もありとても楽しい。・自分にもできることがあればお手伝いしたい。

大船地域

(大船地区社協)

大船地域の特徴

大船地域は、大きく3つに分けることができます。

① 大船地区 (大船、台、小袋谷、岩瀬)

駅前の商店街や大手小売店などがある商業地域、それ以外の住宅地域に分かれ、マンションなどの高層住宅が多くみられます。また、民間企業の総合研究所や工業施設が住宅街の中に存在し、特徴としては、住民の大半が横浜や東京に通勤しており、1世帯の人数が1～2人の世帯が多く、平均年齢が比較的若い地区です。

② 山ノ内地区 (山ノ内)

建長寺や円覚寺などの有名寺院が多く存在し、歴史のある地区です。特徴としては、山の中腹を中心に民家が広がっているため、緑と坂が多く、道が狭いことです。また、高齢化率は高く、古くからの住民が多いことです。

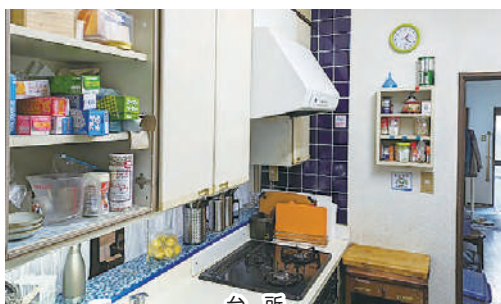
③ その他地区 (今泉・今泉台・高野)

今泉地区は、農家を中心に古くからある地区です。今泉台地区は、高度経済成長期に宅地開発され、50年ほど前に移り住んできた人たちを中心に発展してきましたが、子どもたちの独立後、夫婦だけで住む世帯が多く、高齢化率は大船地域の中では一番高い地区です。高野地区は、比較的最近開発された高台にある住宅街ではありますが、移動手段はバスが1時間に1本程度しかなく、自家用車に頼っている現状があります。

地域活動の事例

活動名	6丁目倶楽部
主催・団体	6丁目倶楽部 (今泉台)
開始時期	平成28年(2016年)11月
内 容	<p>地域包括支援センターふれあいの泉の指導による月1回の「体操倶楽部」や、お弁当の配食、鎌倉市が支援する「鎌倉市介護予防・日常生活支援総合事業いわゆるサービスB」を利用した活動「寄り道ランチ」などを行っています。</p> <p>寄り道ランチは、一人暮らしの高齢者が週1回集まってランチを食べ、その後映画鑑賞やお茶会などを楽しむ内容となっています。</p>
活動の様子	 <p>6丁目クラブの活動場所</p>  <p>6丁目クラブの看板</p>

活動の様子



台所



ランチ後のお茶会

きっかけ

今泉台で介護ヘルパーや民生委員をしていた人たちが、知り合いから今泉台の空き家を紹介されたことをきっかけに、その空き家を利用して6丁目クラブを始めることになりました。いくつかの助成金を使って空き家を改装し、保健所の許可を得た後に、近所への配食からスタートしました。その後、子どもの居場所となる「放課後クラブ」などの活動につながるようになりました。

参加者の声

- ・ごはんを一緒に食べることができて楽しい。
- ・週一回の楽しみ。

玉縄地域

(玉縄地区社協)

玉縄地域の特徴

玉縄地域は鎌倉市の北西に位置し、藤沢市や横浜市戸塚区に隣接しており、山畑が多く、市内の中でも比較的広い土地が残されていることが特徴です。その広い土地を活かし、特別養護老人ホームやグループホーム、湘南鎌倉総合病院、鎌倉支援学校等の施設が点在しています。

また、平成16年(2004年)12月には、フラワーセンターの西側に大規模商業施設が完成し、周辺の道路は買い物客の車が終日連なっています。玉縄地域の高齢化率は28.78%と市内30.52%に比べて低く、玉縄小学校区(玉縄・岡本)、植木小学校区(植木)、関谷小学校区(関谷・城廻)の3つに分かれています。

地域活動の事例

活動名	憩い宿 (いこいじゅく)
主催・団体	憩い宿
開始時期	平成28年(2016年)11月
内容	近所の高齢者が集い、健康麻雀や映画鑑賞の後にお茶会を楽しんでいます。平日は13時～16時まで毎日開放していて、世話人(ボランティア)が順番で受付役として参加者を出迎えています。家賃は大家に優遇してもらい、光熱費等も含めて参加費(200円)で賄っています。なお、「憩い宿」という名前の由来は、楽しい本当の憩いの場になるようにという世話人たちの思いからきています。
活動の様子	 活動場所  健康麻雀後のお茶会
きっかけ	高齢者の身近な地域の居場所が少ないため、近所の住民(現世話人)たちが8年以上空き家になっている家を活用して高齢者の集う場とするため、大家さんと交渉して草刈りやペンキ塗り等をして環境を整えました。 高齢者の引きこもり防止にもつながっています。
参加者の声	<ul style="list-style-type: none">・平日はいつでも開いているので、買い物帰り等にもふらっと立ち寄れてありがたい。・参加者や世話人の出身が様々で、専門的な知識を有している人が集まっているので勉強になる。・市外から参加しているが、笑い合える場があることが幸せ。・認知症の身内が参加した際に、いつもとは違う明るく笑う表情がみえた。

(3) 地域福祉懇談会の開催

推進等委員会では、第6次計画を策定中の素案をもとに、日頃から地域福祉推進の活動に携わって下さっている9つの地区社協の関係者を中心に地域福祉活動計画に対する意見や地域福祉活動についての意見交換を行う機会として、地域福祉懇談会を下記日程で開催しました。その後、いただいた意見を本計画に反映するため、職員によるプロジェクトチームで整理・分類を行いました。

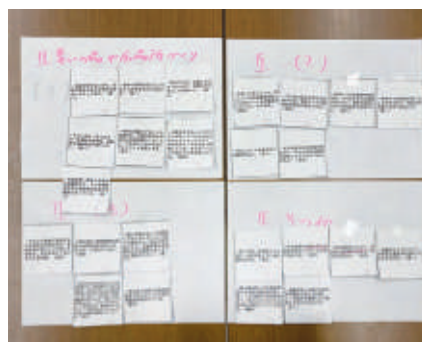
	開催地域	日時	場所	参加人数
①	玉縄地域	10/25 (水) 14:00 ~ 15:30	玉縄交流センター 第一会議室 (支所管轄)	24人 (13人)
②	腰越地域	11/ 6 (月) 10:00 ~ 11:30	腰越支所 コミュニティ室	19人 (6人)
③	西鎌倉地域	11/ 6 (月) 14:00 ~ 15:30	腰越支所 コミュニティ室	17人 (5人)
④	鎌倉地域	11/10 (金) 10:00 ~ 11:30	鎌倉市福祉センター 第1・2会議室	41人 (31人)
⑤	大船地域	11/10 (金) 14:00 ~ 15:30	大船整備事務所	15人 (6人)
⑥	深沢地域	11/24 (金) 10:00 ~ 11:30	深沢学習センター 第1集会室	27人 (16人)

参加人数は、推進等委員や市社協職員を含めた全体数。()内は地区社協関係出席者数。

● 地域福祉懇談会の様子



● 職員プロジェクトチームの様子



● 各地域で出された主な意見

① 地域福祉の担い手について

- ・自治会や地区社協活動の新しい担い手が見つからない。
- ・若い世代は共働き世帯が増えているので、その分休日は家族を優先しているため町内会活動に参加できない。
- ・地域の潜在的な担い手を吸い上げられていないのが現状であり、どのように巻き込むかが重要である。
- ・市外で働いている人が多いため、自分の住む地域に関心を持てるきっかけづくりが必要。
- ・ボランティア入門講座の開催は、地域開催も検討してほしい。
- ・ボランティアに興味のある人を集めるために、運動会やお祭りなどのイベントで見つけるようにしている。
- ・これからの鎌倉をよくするため福祉教育の推進に力を入れたらよいと思う。
- ・企業等にも福祉教育を進めて欲しい。
- ・担い手不足の解消に向け、定年前の世代が興味を引くプログラム、例えば得意なこと（英会話や楽器演奏等）を地域で披露してもらえる機会を設けてはどうか。そのような機会を福祉施設でも是非設けて欲しい。

② 交流の場や居場所について

- ・集いの場、居場所づくりのニーズが高まっている印象を受ける。
- ・近所の方と顔を合わせる機会が多くはないため普段の生活のなかで顔の見える関係性づくりができていない。
- ・お体の状況によっては遠くへの外出が困難な方もいるので、近所で集まる機会があれば参加しやすいと思う。
- ・サロンづくりを進めたいが場所がない。
- ・住民が唯一集まれる場所は公園なので、ラジオ体操は子どもと高齢者が交流する機会になっている。
- ・地域には公共施設や福祉施設、お寺など多くの資源があるので活用できるとよい。
- ・呼びかけ対象となる方の興味・関心に則したテーマを掲げて参加しやすくなる工夫も重要である。
- ・サロンに初めて参加するには勇気が必要なので、誰かがお声掛けしてお誘いするなど、背中を押してあげることが必要。

③ 支え合い・助け合いの活動について

- ・ゴミ出しができないという相談が多い。
- ・若い層で地域活動に関心がある人もいるが、地区社協や自治会町内会に属することを好まない傾向がある。
- ・地域福祉の推進には地区ボランティアセンターが必要だと考えている。市社協から他地区への働きかけを期待している。
- ・ボランティアや市民活動等に参加している方は、すでに意識や志があるため、このような方への活動のサポートを行うと共に、居住地域の支え合いや助け合いにも理解を求めたい。
- ・支え合いという仕組みはないが、隣近所で顔見知りになると高齢者に対して若い人が見守りをしてくれたり困った時に手助けをしてくれたりする。
- ・町内会の関心事は防災・防犯・環境にあるため、福祉は後回しになっている。町内会として福祉を広げていきたいがきっかけがない。
- ・福祉と防災を掛け合わせると人が集まると考えている。
- ・災害時要支援者名簿の対象者以外にも、自力での移動が難しい人もいるはず。

④ 相談支援・情報提供について

- ・なんでも相談窓口とあるが市や地域包括にも同じような窓口があり、違いがわからない。
- ・相談窓口に来られない方へのアプローチをどうするのか。
- ・地域では解決しない相談に継続的な関わりを持つこともある、ということを知りたい。
- ・他の自治会の成功事例の話を聞きたい。
- ・市社協ホームページの中で古い情報があるので改善してほしい。

⑤ 全体をとおした意見

- ・地域福祉活動計画そのものの存在を知らなかった。
- ・福祉は行政がすることと思っている世代もあり、自分事としての意識がない。
- ・楽しい企画であれば若い人も参加するので、このプランもいかに楽しくできるかが重要だと思う。

(4) 課題整理 (第6次計画に継承されるキーワード)

地域別懇談会から得られた地域福祉の課題や推進するためのご意見と、第5次計画の「Ⅰ相談、Ⅱ活動支援、Ⅲ居場所、Ⅳ情報、Ⅴ権利擁護、Ⅵ人材」の6つの柱との対比を行い、継承すべき取組みを厳選し、第6次計画では4つの柱にまとめ直しました。

第5次計画 (6つの柱)

Ⅰ なんでも相談体制の創設

Ⅳ 情報発信と情報共有の促進

Ⅱ 地域活動や組織運営の支援

Ⅴ 権利擁護と地域生活支援の充実

Ⅲ 居場所や活動拠点の確保

Ⅵ 人材育成・確保

第6次計画 (4つの柱)

Ⅰ 地域福祉の担い手づくり

Ⅵ

Ⅱ 交流の場・居場所の確保

Ⅲ

Ⅲ 支え合い・助け合いの活動支援

Ⅱ

Ⅴ

Ⅳ 相談支援と情報提供

Ⅰ

Ⅳ



第 2 章

1

活動計画の基本理念

基本理念

みんながつながり、支え合い、助け合うまち かまくら

私たちの暮らす地域のなかで、人と人とのつながりや困った時に助け合える関係、支え合う仕組みづくりが大切です。みんながお互いに支え合いながら、自分らしく暮らしていける地域を目指し、「みんながつながり、支え合い、助け合うまち かまくら」を目指しましょう。（基本理念は、第5次計画を継承しています。）

2

計画期間および計画の名称

期 間 令和6年(2024)年4月から令和11年(2029年)3月までの5年間とします。

名 称 かまくらささえあい福祉プラン(第6次地域福祉活動計画)

市社協では、第4次地域福祉活動計画(平成27年(2015年)4月開始)から「かまくら ささえあい福祉プラン」という名称を使用しています。

3

第6次地域福祉活動計画の構成

この計画では、「私たちが住んでいる地域で困っている人をどのように支えて行くか、そして身近な地域福祉活動として出来そうなことをどのように創り出し、広げていくのか」を4つの目標としてまとめています。

この4つの目標に対し、地区社協、自治会町内会、民生委員児童委員協議会、施設、ボランティアグループ・NPO、福祉当事者団体、商工関係、専門機関等(以下、「福祉関係の組織や団体等」という。)がそれぞれの長所や特性を活かして主体的に地域福祉の充実に関わっていただけるよう、市社協がこの5年間でどのようなことを具体的に取り組むのかを整理しました。

4

4つの目標

目標1 地域福祉の担い手づくり(人材)

目標2 集いの場や居場所づくり(場所)

目標3 支え合いや助け合いの活動支援と仕組みづくり(支え合い)

目標4 相談支援と情報提供の基盤づくり(相談・情報)

5

活動計画の推進体制

本計画に示した4つの目標にもとづく具体的な取組みについて、計画期間の5年間をとおして、本冊子やかまくら社協だより、市社協ホームページなどを通じて、具体的な取組みなどを紹介することや福祉関係の組織や団体等が集まる活動の場において理解と参加・協力を求めていながら、地域福祉活動を推進していきます。

(1) 市との協働

市社協は、市が策定する「鎌倉市地域福祉計画」との連携を図りながら、本計画を推進します。

(2) 市社協の推進体制

市社協の年度ごとの事業計画・事業報告において下図のPDCAサイクルを念頭に本計画で示した4つの目標にもとづく各取組みに対して、設定できるものは数値目標を設定し、目標達成に向けてのプロセスや取組みの成果を明らかにし、次年度につなげるため、評価・検証を行い、本計画を推進します。

なお、市社協が“〇〇に取組んだ、〇〇を何回開催した、〇〇を呼びかけた”という事を評価・検証するのではなく、それらの取組みによって地域住民や組織・団体の活動がいかに発展したのか、あるいは地域課題の解決につながったのかという部分を評価・検証していくことが計画を推進する上で重要な視点になります。

(3) かまくらささえあい福祉プラン推進等委員会の開催

推進等委員会を定期的な進行管理の場として位置づけ、地域福祉推進のより効果的な取組み内容等について協議を行います。また、進行管理の一環として、地域福祉懇談会を継続して開催し、計画の推進状況や地域福祉活動の現状や課題について各地域で意見交換の機会をいただき、寄せられたご意見を取組みに活かしながら第6次計画を推進します。



かまくらささえあい福祉プラン (第6次地域福祉活動計画) の取組み一覧

大項目	I	地域福祉の担い手づくり	II	集いの場や居場所づくり
中項目	(1)	ボランティア活動や地域福祉活動に参加しやすい機会づくり	(1)	住民同士の交流を深める集いの場づくり
小項目	①	気軽に参加できるボランティア活動や地域福祉活動の開拓 ・気軽に参加できる活動を考え、地域住民に向けて募集【年間10件以上】 ・体験型イベントの検討・実施【年間3件以上】	①	お出かけ型(移動型)サロンの実施 ・企画の検討・実施【年間5ヵ所以上】
	②	ボランティア入門講座等、担い手増強のための講座開催 ・ボランティア入門講座【年間1回以上開催】 ・障害サポート入門講座・ボランティアグループ立上げ講座の開催【令和7年度～10年度に2回以上】	②	近所の団らん助成事業の継続実施 ・【新規立上げが年3ヵ所以上】
			③	多世代交流事業の企画・実施 ・【市内老人福祉センターで年間10回以上】
中項目	(2)	福祉教育の推進	(2)	福祉関係の組織や団体等との協働による集いの場や居場所づくり
小項目	①	福祉教育の推進 ・学校関係以外で福祉教育プログラムを実施【年間3件以上】	①	集いの場や居場所づくりに協力可能な福祉施設や企業等の開拓 ・定期的な集いの場づくりに向けた協働事業【計画期間中に定期開催を目指し、試行3回以上】
	②	夏休み子ども福祉体験の開催 ・地域開催【令和7年度～令和10年度に2回以上の開催】	②	集いの場や居場所に関する情報収集とニーズ把握 ・ヒアリングの実施【令和7年度～令和10年度に2回以上】
	③	社会福祉協議会及び共同募金会の活動周知による、市社協賛助会員や募金活動の増強 ・賛助会員の増強【年間30件以上】 ・赤い羽根共同募金の活用内容の周知と募金活動の増強		
中項目	(3)	社会福祉施設等との協働による地域福祉の担い手づくり	(3)	集いの場に参加しづらい方への支援
小項目	①	社会福祉施設等との協働による担い手づくりや福祉意識醸成への取組み ・地域住民に向けた地域福祉の担い手づくりを目的とした職場体験や福祉講座やイベントの実施【計画期間中、3回以上】	①	親睦や交流が主な目的ではない集いの場の検討・実施 ・作品展示や作業を目的とした集いの場の検討・実施【令和7年度～令和10年度に2回以上】
	②	高齢者施設等による認知症サポーター養成講座の開催と防災・安全情報メールの登録者拡大 ・【認知症サポーター養成講座の年間延べ受講者想定を約1,000人とし、そのうち300人が安全情報メールに登録】	②	就労体験協力店等の拡大による社会参加の機会となる場の拡充 ・就労体験協力店等の増設【毎年、新規1ヵ所以上】
			③	寄り添い、つながりの支援 ・対象者に有益な情報の提供や安否確認を含む、定期的な訪問活動の仕組みの検討【計画期間中に5回以上、地域の集まり等の場で投げかけ】

*第6次計画は、以下の4つの目標（大項目）に対して、12項目の取組み（中項目）があり、さらに32項目の具体的な取組み（小項目）で構成されています。

（具体的な取組み（小項目）の詳細は、P29～P43にそれぞれ記載しています。）

大項目	Ⅲ	支え合いや助け合いの活動支援と仕組みづくり	Ⅳ	相談支援と情報提供の基盤づくり
中項目	(1)	支え合いや助け合いの活動支援と仕組みづくり	(1)	なんでも相談窓口の機能充実
小項目	①	高齢者等の生活支援・介護予防・健康増進の取組みに関する活動支援 ・地域の方々と対象やエリアや期間を絞って小さな実践を重ねていく。 【協議を元とした試行的な取組み…年間3件以上】	①	なんでも相談窓口の継続と機能充実 ・老人福祉センターにおける「なんでも相談窓口」の実施 【令和6年度に実施、全老人福祉センターを会場とする輪番制で年間10回以上】
	②	地区社協が取組む地区ボランティアセンターの活動支援 ・未設置地区への働きかけ 【計画期間中、新規1ヵ所以上設置】	②	多機関連携・協働による総合相談支援 ・「なんでも相談窓口」の周知用チラシの作成・配付 【計画期間中に作成し、周知に活用】
	③	声かけ・見守り活動の推進 ・声かけ・見守り活動の冊子作成 【地区社協部会と協働し、計画期間中に作成・活用】	③	相談内容や対応状況の共有 ・事業別状況報告会の定期開催 【令和7年度から年間5事業以上】
中項目	(2)	災害ボランティアセンターの運営や地域における防災意識向上への取組み	(2)	地域の社会資源や地域特性の把握・整理
小項目	①	災害時に備えた市や鎌倉青年会議所との定期的な協議の場づくり ・三者協議の開催（災害時に備えた三者の方向性の認識合わせ）【毎年2回以上】	①	地域の社会資源や地域特性の把握・整理 ・地域福祉基本情報の作成・定期的な情報更新の実施 【令和7年度から作成・毎年更新】
	②	災害ボランティアセンター企画会議の開催 ・災害ボランティアセンター企画会議の開催 【令和6年度に開始、以後必要に応じて年間3回以上】	②	福祉関係の組織や団体等の基本情報の収集・整理 ・「地区社協概要書」の作成（隔年） 【令和6年度・令和8年度・令和10年度に作成】 ・「福祉当事者団体の活動紹介」及び「市内の社会福祉施設紹介」の作成【計画期間中に1回以上作成】 ・「市社協登録のボランティアグループ紹介」の作成【毎年作成】
	③	災害時に強い支え合いや助け合いの推進 ・大規模災害をテーマとした講演会の開催 【年間1回以上】	③	組織内における情報共有の強化 ・情報発信とその後の情報管理方法の整備 【令和7年度から検討開始、計画期間中に整備】 ・6次計画の進捗共有のための係長会議の開催 【年間3回以上】
中項目	(3)	福祉当事者団体等との協働	(3)	情報発信と情報共有の促進
小項目	①	福祉当事者団体と今後の活動を話し合う場づくり ・福祉当事者団体の活動の現状や課題の共有の場づくり 【年間4回以上】	①	市社協の活動や福祉に関する情報をわかりやすくタイムリーに発信する取組み ・市社協ホームページのリニューアル 【令和7年度以降】
	②	ボランティアやNPO団体等での活動者に向けた支え合いや助け合い活動への協力の投げかけ ・ボランティアやNPO団体等で活動している方を対象に講演会や活動報告会の実施 【計画期間中、2回以上】	②	福祉関係の組織や団体等が行う情報発信の支援 ・市社協ホームページのリニューアル後に運用開始。 【令和8年度以降】
	③	施設部会との連携・強化 ・正副種別長会議の開催 【年1回以上】 ・児童・障害・高齢の各種別会議の開催 【年2回以上】		

6

各目標についての説明と具体的な取組み

I 地域福祉の担い手づくり

～福祉に対する関心をもってもらうための取組み～

地域福祉活動を発展、継続させるためには、担い手の不足、担い手の高齢化など、人材不足についての深刻な課題があります。市社協は、地域福祉に携わっている方々や福祉団体、福祉施設と協働して、老若男女問わず一人でも多くの住民に対して地域福祉について関心をもっていただく様々な取組みを行い、地域福祉の担い手や地域福祉に対する理解や協力をいただける人を増やしていくことを目指します。また、福祉に対して関心を持ち始めた人が気軽に参加できるボランティアや地域福祉の活動の機会をつくります。

● 期待する福祉関係の組織や団体等^(※)の取組みの例

- ・福祉関係の組織や団体等のそれぞれの活動において、初めての方も参加・協力しやすい作業や役割を意識的に作り出し、一年をとおして新たな担い手の募集を行いましょう。
- ・福祉関係の組織や団体等の集まる場で、福祉教育の活動機会を設け、近隣の地域住民に向けて新たな担い手の参加を呼びかけましょう。
- ・福祉関係の組織や団体等の取組みについて、あらゆる広報手段を用いて地域住民に向けて情報を発信しましょう。

(※) 地区社協、自治会町内会、民生委員児童委員協議会、施設、福祉当事者団体、ボランティアグループ・NPO、商工関係、専門機関など地域福祉の推進に関わっている方々。

● 市社協の取組み

I (1) ボランティア活動や地域福祉活動に参加しやすい機会づくり

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(1)－① 気軽に参加できる ボランティア活動 や地域福祉活動の 開拓		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 体験型 イベントの 検討・実施 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 体験型イベントの検討・実施【年間3件以上】 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地区社協や福祉当事者団体・ボランティア NPO 等と参加しやすい、魅力的な活動について意見交換をするとともに、地域住民に向けて活動参加者を募集。 【気軽に参加できる活動を考え、地域住民に向けて募集…年間10件以上】 </div>	

取組みの方向性

- 福祉関係の組織や団体等に呼びかけて地域住民が参加しやすい魅力的なボランティア活動や福祉活動の作業や役割を共に考え、新しい人が参加する機会づくりに取組みます。
 - ・ボランティア活動分野→NPO・ボランティアグループ・施設・団体など
 - ・地域福祉活動分野→地区社協・自治会町内会・民生委員児童委員協議会・商工関係など
 - ・社協ホームページやSNSの有効活用による参加募集の情報発信
- 親子で地域課題や福祉に関わってもらうきっかけとして、小中学生とその親と一緒に参加できる活動体験型イベントを企画・実施します。 例) 赤い羽根共同募金運動の街頭募金活動など

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(1)ー② ボランティア入門講座等、担い手増強のための講座開催	ボランティア入門講座開催（福祉C開催）【年間1回以上開催】		ボランティア入門講座開催（地域開催）	ボランティア入門講座開催（福祉C開催）	ボランティア入門講座開催（地域開催）
	障害サポート入門講座の開催（福祉C開催）【令和7年度～10年度に2回以上】				
	ボランティアグループ立上げ講座の開催（福祉C開催）【令和7年度～10年度に2回以上】				
取組みの方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア入門講座の開催…ボランティア活動に関する基本的な心構えのほか、ボランティア活動者の実践報告やボランティア受入側の想いを聴く場を設けるなど、ボランティア活動への参加のきっかけになる講座を実施します。《取組みの例》ボランティア入門講座の地域開催を検討 ●障害サポート入門講座の開催…障害についての正しい知識と理解をもち、障害を持つ方のサポーター（応援者）となつていただく講座を開催します。 ●新規ボランティアグループ立上げ講座…なんでも相談窓口やボランティアセンターに寄せられる相談事を整理・分析し、時代に即したボランティアグループを立上げるための講座を開催します。《取組みの例》地域交流を図る機会づくりをサポートする出前ポッチャボランティアの養成 					

I (2) 福祉教育の推進

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(2)ー① 福祉教育の推進	小中学校における福祉教育プログラムの実施による福祉意識の醸成				
	地域・企業向けの新しいプログラムの検討	地域住民や商工関係団体等への福祉教育プログラムの周知と実施 学校関係以外で福祉教育プログラムを実施【年間3件以上】			
		福祉教育の関係協力を交えた既存プログラムの充実に向けた取組み及び新たなプログラムの開拓			
取組みの方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関する体験的な学びの機会として、福祉教育プログラムをもとに市内小中学校と連携し福祉教育を推進します。また、学校のみならず地域住民のほか、企業や各種団体等へも呼びかけ、福祉教育を推進します。 ※福祉教育とは…「福祉」を自分事として捉え、今、この同じ時代に生きる様々な人たちの存在を知り、そうした人たちと共に生きていくため、「自分が何をしたらよいのか」を考えるきっかけづくりが「福祉教育」です。また、近年全国各地で発生している自然災害を鑑み、福祉と防災の密接な関係性から防災・減災の意識醸成のための防災教育もメニュー項目に加えて福祉教育の推進に取組みます。 					

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(2)ー② 夏休み子ども福祉体験の開催	夏休み子ども福祉体験の開催（福祉C開催）				
	夏休み子ども福祉体験の地域開催について検討	夏休み子ども福祉体験の開催（地域開催）【令和7年度～令和10年度に2回以上の地域開催】			
取組みの方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ●小学校高学年を対象に夏休み子ども福祉体験を開催し、自分が希望する福祉教育プログラムに参加できる機会づくりに取組みます。 ●親子で参加できる福祉体験について検討します。 ●福祉体験後のお楽しみ企画の運営に学生ボランティアの参加・協力を求めて取組みます。 					

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(2)－③ 社会福祉協議会及び共同募金会の活動周知による、市社協賛助会員や募金活動の増強	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">賛助会員の増強 【年間 30 件以上】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">賛助会員の増強に効果的な方法やツールの検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">赤い羽根共同募金の活用内容の周知と募金活動の増強</div>				
取組みの方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ●社協活動の周知を行いながら地域福祉活動への関心と理解を呼び掛け、賛助会員の増強に取り組めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 賛助会員を募集する効果的な方法、賛助会員の紹介検討 ・ 強化月間の設定や会議・イベントなどを行う出先でも賛助会員の受付を行います。 ●地域の多様な課題解決のために役立てられている共同募金活動の周知・増強を図ります。 					

I (3) 社会福祉施設等との協働による地域福祉の担い手づくり

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(3)－① 社会福祉施設等との協働による担い手づくりや福祉意識の醸成への取組み	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">施設部会との調整</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">社会福祉施設等が行っている職場体験や地域交流活動の現状把握</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">施設部会と協働し、地域住民に向けた地域福祉の担い手づくりを目的とした職場体験や福祉講座やイベントの実施。 【計画期間中、3回以上】</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; border-radius: 10px;">児童福祉施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; border-radius: 10px;">障害福祉施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; border-radius: 10px;">高齢福祉施設</div> </div>				
取組みの方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉施設等、各福祉分野の専門機関との協働により、福祉人材の確保・定着を含む、地域福祉の担い手の拡大に取り組めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中高生を対象とした社会福祉施設等の職場体験学習活動（一部 NPO センターとの協働・役割分担） ・ お祭り等の特別行事のほか、近隣住民と施設等の日常的な交流を深める取組みの実態把握、新たな取組みの検討・実施。 					

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(3)－② 高齢者施設等による認知症サポーター養成講座の開催と防災・安全情報メールの登録者拡大	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">実施検討調整</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">講座実施時に配付するため安全情報メール登録のお願いリーフレットの作成・配付（市と協働）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">講座実施時等に配付、登録の周知。（市と協働）</div>				
取組みの方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ●市や地域包括支援センター、高齢者施設に協力を要請し、認知症の理解や対応を普及するための認知症サポーター養成講座の受講者を対象に、鎌倉市防災・安全情報メールの登録者拡大を図ります。 (認知症サポーター養成講座の受講者が地域の目（担い手）になることを目指すもの。) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 認知症サポーター養成講座の年間延べ受講者想定を約 1,000 人とし、そのうち 300 人が安全情報メールに登録 </div> <p>※関連して、市では福祉の各分野の市民サポーターを「かまくら市民共生サポーター」と総称して福祉の担い手の養成に取り組んでいます。この取組みは、市地域福祉計画にも位置づけられていますので、認知症サポーターの養成など市との連携を図りながら推進していきます。</p>					

II 集いの場や居場所づくり

～生きがいを実感できる住民相互の交流機会や不安感の解消につながる場づくり～

少子高齢化、核家族化などが社会に大きな影響をおよぼし、地域のつながりや人間関係の希薄化によって何らかの生活課題を抱える当事者や家族への支援が届きづらい現状があります。孤立感や不安感の解消のため、つながりづくりや交流といっても人それぞれの置かれている状況や性格や興味・関心に相違がありますので、そうは簡単にできるものではないことは確かです。

このような状況のもと、市社協は、福祉関係の組織や団体等と協働して新たなつながりや交流が生まれるきっかけとして、生きがいや充実感が感じられる、誰もが参加できる・そして誰もが受け入れられる身近な集いの場や居場所づくりに取り組めます。

※集いの場（通いの場） …… 気軽に立ち寄ることができ、一緒に何かに取り組むことや暮らしの情報交換等ができる交流の場。両者とも地域のつながりづくりや孤独孤立対策に効果をもたらします。

※居場所 …………… 人との関わり方に悩んでいる方が社会の中で落ちつける場所。安心していただける場所。

集いの場や居場所づくりに向けた段階的な支援

孤独・孤立対策



自宅から出ることが難しい状況の方への関わり

寄り添い、つながりの支援

（訪問、電話やメール等の連絡）

何もしなくてもいい、ありのままの自分で過ごせる自宅以外の場所

居場所づくりの支援

（安心できる場所）

誰もが気軽に立ち寄れる、健康や生きがいづくりの場所

集いの場づくりの支援

（交流ができる場所）

集いの場の拡充による住民同士の交流促進

● 期待する福祉関係の組織や団体等の取組みの例

- ・ 地域住民にとって身近な場所で集う場を企画・実施しましょう。
- ・ サロン活動や集う場づくりに会場の提供をお願いします。
- ・ 地域住民が集まる機会に広報や物品の提供など、どのような形でもよいのでご協力ください。

● 市社協の取組み

Ⅱ (1) 住民同士の交流を深める集いの場づくり

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(1)-① お出かけ型(移動型) サロンの実施	効果的な実施 方法や進め方 の検討	協力依頼先との企画の検討・実施【年間5ヵ所以上】			
		(実施した様子含む) 広報周知・さらなる協力依頼先の開拓			
		(実施後) 協力依頼先や参加者のフォローアップ			

取組みの方向性

- 生活支援コーディネーターによる活動の一環として自治会町内会等に協力を要請し、近隣住民を対象にした日帰りのお出かけ行事を企画・実施することで住民同士が顔見知りの関係になるきっかけづくりを行います。(実施後の自主活動化に向けた参加者への働きかけ方法等も企画段階で検討します。例えば、近所の団らん助成事業の活用や定期的なランチ会やウォーキングの活動等)

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(1)-② 近所の団らん助成 事業の継続実施	近所の団らん助成事業の継続 (活動の周知、活動の支援)【新規立上げが年3ヵ所以上】				
	近所の団らん助成事業 楽しい取組みの様子を紹介				
	活動実践集の作成		SNS・動画等による活動リレー紹介		

取組みの方向性

- 地域住民がご近所で知り合う、交流するきっかけづくりの支援として、近所の団らん助成事業のPRをさらに強化し、継続します。
- 取組み実践事例集を作成し、立上げのきっかけや特徴的な取組み、参加者の感想等を盛り込み、新たに活動をしてみたいと思う方へのヒントとして活用します。

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(1)-③ 多世代交流事業の 企画・実施	多世代交流事業の企画・実施【市内老人福祉センターで年間10回以上】				
	取組んできた多世代 交流事業のまとめ		R8～新指定管理期間 の開始。 開催方法の検討		

取組みの方向性

- 5ヵ所の老人福祉センターを拠点として、高齢者が楽しめる事業に地域の子ども(小学生以上)から大人まで多世代が参加できる交流事業を企画・実施します。
- 多世代交流事業をきっかけに老人福祉センターを地域福祉の拠点として周知します。
 - ・多世代交流事業のレポート、こんな行事をやりました。次は行ってみたいと思わせるような工夫。
 - ※老人福祉センターの利用は60歳以上であり、高齢者いきいき課との協議では、子育て支援としての事業や子どもの居場所づくりの事業ではなく、あくまでも高齢者が楽しめる事業に子どもから大人まで参加できることによって、多世代が交流でき、参加した高齢者が楽しめる事業としている。

II

(2) 福祉関係の組織や団体等との協働による集いの場や居場所づくり

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(2)－① 集いの場や居場所 づくりに協力可能 な福祉施設や企業 等の開拓		各地域で使用されている活動場所 についての情報収集			
			(2)－②で収集される情報やニーズに則した活動場所の募集		
			定期的な集いの場づくりに向けた協働事業 【計画期間中に定期開催を目指し、試行3回以上】		

取組みの方向性

●福祉施設や企業等と協働し、活動可能な場所の情報収集を行うとともに、定期的でなくても単発や期間限定でもよいので、集いの場や居場所づくりに協力を要請します。また、生活支援コーディネーターを中心にコーディネーターやマッチングを行いながら場所を提供する方が希望する使い方や企画等があれば、出来る限り反映させながら活用することとし、新たな社会資源の開拓に取組みます。

《取組みの例》

- ・地域住民を対象とした定期的な集いの場づくりに向けて、福祉施設や企業等と会場提供の調整のほか、実施内容の企画段階から協働する。(体操教室やワークショップの実施等)
- ・地域住民が交流できる集いの場づくりやグループ活動への会場提供を募集する。

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(2)－② 集いの場や居場所 に関する情報収集 とニーズ把握		ヒアリング内容・まとめ方の検討			
			ヒアリングの実施【令和7年度～令和10年度に2回以上】		
			まとめ作業と活用		

取組みの方向性

●どんな人がどんな集いの場や居場所を求めているのかのニーズ把握を行います。
福祉当事者、介護者、子育て世代などの集いの場や居場所に関するどのようなニーズがあるか、福祉関係の組織や団体等をはじめ相談支援専門機関等と話し合いの場を設けます。

《取組みの例》

- ・既存の集う場に参加している方へのヒアリング（集いの場や居場所に来る動機、期待すること、課題など）
- ・相談支援機関、福祉当事者団体へのヒアリング（利用者や当事者となる方にどのような集いの場や居場所が必要か、その他、地域の支え合いの仕組みとして望まれること）

Ⅱ (3) 集いの場に参加しづらい方への支援

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(3)-① 親睦や交流が主な目的ではない集いの場の検討・実施	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">作品展示や作業を目的とした集いの場の検討・実施【令和7年度～令和10年度に2回以上】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(2)-②で収集される情報やニーズ等をもとに、参加しづらい方にもお誘いの情報提供ができるような集いの場の検討</div>				

取組みの方向性

- 作品展示や作業を目的とした集いの場の検討・実施。
・福祉センター1階の展示ショーケースを活用した福祉当事者の作品展示やアートギャラリー、料理教室、ウォーキングなどの企画をきっかけとした集いの場を検討・実施します。

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(3)-② 就労体験協力店等の拡大による社会参加の機会となる場の拡充	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">就労体験協力店等の増設【毎年、新規1ヵ所以上】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ニーズに合わせた社会参加の場づくりに関する情報収集と取組みの検討</div>				

取組みの方向性

- 市社協が行う就労準備支援事業の一環として、社会との関わりに不安を抱き、ただちに就労が困難な方などを対象に、商店や店舗に理解・協力を呼びかけ、就労体験場所の拡大により社会参加の場づくりに取組みます。
- 市社協が行う重層的支援体制整備事業における参加支援事業と連携し、何らかの要因で社会とのつながりが弱まっている方々のニーズに合わせ、福祉関係の組織や団体等との協働により、社会参加の場づくりに取組みます。

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(3)-③ 寄り添い、つながりの支援	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">メール等による居場所のお知らせや相談窓口の案内などを行う仕組みの検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">対象者に有益な情報の提供や安否確認を含む、定期的な訪問活動の仕組みの検討【計画期間中に5回以上、地域の集まり等の場で投げかけ】</div>				

取組みの方向性

- 孤独孤立対策の観点から集う場や居場所があっても家から出ることや参加することが難しいという方の気持ちに寄り添い、本人の同意を前提に無理のない頻度で訪問や電話、メール等により、関係性を築く支援について検討します。(Ⅲ-(1)-③「声かけ・見守り活動の推進」と連動して生活支援サービスの開発につなげる)

Ⅲ 支え合いや助け合いの活動支援と仕組みづくり

～平常時の支え合いの活動が災害時対応にも活かされるような取組みへの支援～

市社協は、福祉関係の組織や団体等と連携・協働して福祉・介護等の制度やサービスには馴染まない、普段の生活の中のちょっとした困りごとに対応する住民が主体となる活動や、相手を気にかけて、思いやる気持ちがお互いに伝わり、心が通い合うような活動の発展に向けて取組みます。その際は、困った時は頼みやすく、そして支える時は無理なく安心して活動に参加できることを基本として、一部の人に過度な負担がかからない、誰もが無理なく参加・協力ができる活動を目指します。

また、災害発生によって被害を受けた住民が、一日でも早く日常生活を取り戻すために、支え合いや助け合いの仕組みづくりとしての災害ボランティアセンターの設置・運営が円滑に始動できるよう、平常時から取組みを行います。さらに、災害発生時に地域住民を誰一人取り残さない、災害に強い地域づくりを目指していくために、地域住民の防災・減災意識の向上や地震などの災害発生直後の安否確認のしくみづくりや要配慮者の避難など、地域住民が平時からお隣さんやご近所を気にかけて、必要なときに必要なサポートを行う、まさに地域福祉が目指す取組みを防災・減災に活かせるよう、市と福祉・防災関係機関や団体と連携・協働して取組みます。

● 期待する福祉関係の組織や団体等の取組みの例

- ・各々の立場で地域の支え合いや助け合いの大切さ必要性の理解を深め、積極的に活動や支援の輪が広がるよう参加・協力しましょう。
- ・ひとりの方の困りごとを地域全体の困りごととして受け止め、解決できる方法を自分事として一緒に考え、取組みましょう。
- ・社会貢献活動として、地域社会のためにどんな小さなことでも日頃から出来ること、災害時にも出来ることを検討し、取組みましょう。

● 市社協の取組み

Ⅲ (1) 支え合いや助け合いの活動支援と仕組みづくり

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(1)－① 高齢者等の生活支援・介護予防・健康増進の取組みに関する活動支援	地区社協の会議等の場で、生活支援コーディネーターから活動紹介や問題提起を行い、方向性等を協議する機会づくりについての検討	地区社協の会議等の場で地域の方々と一緒に考え出された「取組むべきこと」や「取組むうえでのアイデア」から、対象やエリアや期間を絞って試行的にまずやってみる等、小さな実践を重ねていく。 【協議を元とした試行的な取組み…年間3件以上】			
取組みの方向性					
<p>●生活支援コーディネーターによる活動の一環として自治会町内会エリア等の小地域で取組まれている高齢者等の生活支援や介護予防・健康増進に効果的な取組みを共有すると共に、住み慣れた地域で生活し続けるために必要なことや、出来ることについて話し合う場づくりに取組みます。</p> <p>(生活支援体制整備事業における協議体の運営や新たな協議体の立ち上げのコーディネート)</p> <p>・協議体（2層）の取組みは、9つの地区社協のエリアで考えることとします。</p>					

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(1)ー② 地区社協が取り組む 地区ボランティア センターの活動 支援		地区社協が取り組む地区ボランティアセンターの活動支援	近隣市の地区ボランティアセンターへの視察・交流会の実施		
			未設置地区への働きかけ【計画期間中、新規1カ所以上設置】		
			新たな生活支援サービスの検討（モデル地区選定等含む）		
取組みの方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ●地区ボランティアセンターで支援が出来る活動内容や頻度について話し合い、見える化する支援。 ●未実施地区社協への新規地区ボランティアセンター設置の働きかけ。 ●新たな生活支援サービスの検討（モデル地区を選定し試行的に実施することを視野に入れた検討）。 					

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(1)ー③ 声かけ・見守り 活動の推進		見守り活動に関する情報収集・効果や仕組みの検討			
			声かけ・見守り活動の冊子作成 【地区社協部会と協働し、計画期間中に作成・活用】		
			新たな生活支援サービスの検討（モデル地区選定等含む）		
取組みの方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ●定期的な声かけ訪問活動等の効果や仕組みの検討。 定期的な訪問活動は、孤独孤立の緩和や困りごとの早期発見につながる活動ですが、訪問される側・訪問する側がお互いに安心して対面での関係づくりができるようするためにはどうすればよいのかなどを検討します。 ●声かけ・見守り活動の普及啓発のための冊子作成。 ●新たな生活支援サービスの検討（モデル地区を選定し試行的に実施することを視野に入れた検討）。 ●見守りの対象者は、身体的・精神的な要因を問わず社会に参加しづらい人たちであり、気にかけることの必要性や重要性はますます高まっていますので、声かけや見守り活動の担い手の発掘・養成の仕組みを検討します。 					

Ⅲ (2) 災害ボランティアセンターの運営や地域における防災意識向上への取組み

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(2)－① 災害時に備えた市や鎌倉青年会議所との定期的な協議の場づくり	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">三者協議の開催（災害時に備えた三者の方向性の認識合わせ） 【年間2回以上】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">災害時要援護者の緊急受入れに関する市と施設部会の協議の場づくり</div>				
取組みの方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ●市・鎌倉青年会議所・市社協による災害ボランティアセンターに関する三者協議の開催。 ●施設部会との協働による市と福祉施設が締結した災害時の要援護者の緊急受入れに関する協定についての協議の場づくり。 					

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(2)－② 災害ボランティアセンター企画会議の開催	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">災害ボランティアセンター企画会議の開催（平常時チーム・発災時チーム） 【令和6年度に開始、以後必要に応じて年間3回以上】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">災害ボランティアセンター設置・運営訓練の検討・実施</div>				
取組みの方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の支援に関わる個人・団体との情報交換を行います。 ●災害ボランティアセンターを設置する際のサポーターの登録・関係づくりを行います。 ●災害ボランティアセンター設置・運営訓練を検討・実施します。 					

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(2)－③ 災害時に強い支え合いや助け合いの推進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">大規模災害をテーマとした講演会の開催【年間1回以上】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">福祉と防災・減災をテーマにした福祉教育プログラムの実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">かまくら社協だより等による、福祉と防災に関する広報・啓発活動</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">地域防災の現状を踏まえた情報共有の場づくり</div>				
取組みの方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民向けに平常時から防災・減災意識を持ってもらうための福祉と防災・減災をテーマとした講演会や研修会を開催します。 ●かまくら防災士ネットと協働して福祉と防災・減災についての福祉教育プログラムを実施します。 ●かまくら社協だよりや SNS を活用した、地域住民ひとり一人の防災・減災・福祉意識の醸成を行います。 ●地区社協部会との協働により地域福祉・地域防災の観点から要支援者名簿の取扱いや個別支援プラン作成について市の現状を踏まえた情報共有と取組みの方向性を検討します。市の防災関連部署や自主防災組織等が行う取組みを干渉するものではなく、既存の取組みに協力できる方法を探るものです。 					

Ⅲ (3) 福祉当事者団体等との協働

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(3)－① 福祉当事者団体と今後の活動を話し合う場づくり	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">福祉当事者団体の活動の現状や課題の共有の場づくり【年間4回以上】</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">話し合う場についての実施方法の検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">福祉当事者団体との話し合いと内容から抽出される情報や課題の整理</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">団体部会以外も含めた福祉当事者団体に関する情報収集</div>				

取組みの方向性

●同じ生活課題を持つ人たちの仲間づくりと情報共有を行う福祉当事者団体と今後の活動に必要なことや、まだ活動に参加したことがない人たちへのアプローチ方法等について話し合いの場を設けます。

《話し合いの内容》(例)

- ・福祉当事者団体は当事者のために活動を行っていますが、現状、当事者の方たちが団体の取組みから何を得ているのか、また、これから団体(の存在)を必要とする方に向けてどのような周知をしていけばよいのか? 団体は誰からのどのような支援を求めているのか? などについてお話を伺います。
- ・【Ⅳ(2)－②活動内容等の基本情報】【Ⅰ(1)－①気軽に参加できる活動の開拓】【Ⅱ(2)－①活動場所や居場所について】【Ⅱ(3)－③集う場や居場所に参加しづらい方への支援】【Ⅲ(2)－③災害時に強い支え合いや助け合いの推進】等と連動して話し合いの題材にする。

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(3)－② ボランティアやNPO団体等での活動者に向けた支え合いや助け合い活動への協力の投げかけ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ボランティアやNPO団体等で活動している方を対象に、支え合いや助け合いの地域づくり講演会や活動報告会の実施【計画期間中、2回以上】</div>				

取組みの方向性

●ボランティアやNPO団体等で活動している方々は、すでに地域活動に対する意識や志があるため、現状の活動をサポートすると共に、住んでいる地域の支え合いや助け合いに対する理解や協力を求めていきます。

《取組みの例》

- ・支え合いや助け合いの地域づくりに関する地域福祉講演会の開催や地域で行われている見守り活動、サロン活動、地区ボランティアセンター活動、近所の団らん助成事業による活動などの報告会の実施。

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(3)－③ 施設部会との連携・強化	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">正副種別長会議の開催【年間1回以上】</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">正副種別長会議の開催【年間1回以上】</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">正副種別長会議の開催【年間1回以上】</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">児童・障害・高齢の各種別会議の開催【年間2回以上】</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">児童・障害・高齢の各種別会議の開催【年間2回以上】</div>		

取組みの方向性

●市内の福祉施設等で構成される施設部会で児童・障害・高齢の各分野別の協議・懇談の場として種別会議を開催し、情報共有を図りながら共通課題の解決に向けた話し合いと事業の企画・実施に取り組めます。

《取組みの例》

- ・児童・障害・高齢の各分野の種別長と副種別長が集まる正副種別長会議の開催。
- ・2年を1サイクルとする児童・障害・高齢分野の各種別会議の開催。

Ⅳ 相談支援と情報提供の基盤づくり

～多機関協働や地域福祉ネットワークを活かした相談機能の充実、的確な情報収集・提供機能の充実～

市社協は、住民主体の地域福祉を推進するため、住民にとって相談しやすい身近な相談窓口を目指し、なんでも相談を継続します。なんでも相談がさまざまな相談を受止めるなか、市社協では解決が困難な相談内容は専門的な相談支援機関等への橋渡しを丁寧に行うことや地域の福祉活動団体、ボランティアグループ・NPO、等の地域福祉ネットワークとの協働により解決に向けた支援を行います。この解決に向けた支援過程では、個別の問題を地域の課題として捉えることも視野に入れ、福祉関係の組織や団体等と共に解決方法を模索する包括的な相談支援に取り組めます。

また、従来から行う日常生活自立支援事業、成年後見センター事業、就労準備支援事業等の専門的な相談支援が必要な人に行き届くように、地域住民への周知と相談支援事業者等との多機関連携を強化します。

情報収集・提供については、各地域の概況や特性、地域福祉活動、施設・団体等の情報など、地域福祉を進めるうえで必要な情報収集を行い、わかり易く整理して提供することに取り組めます。そして、情報収集や提供の機会を通じて企業や施設・福祉当事者団体等の協力を求めることにより、新たな社会資源の開拓に取り組めます。

● 期待する福祉関係の組織や団体等の取組みの例

- ・地域の課題を共有し、それぞれの強みを活かして課題解決に協力しましょう。
- ・自分たちの活動を発信しましょう。また、自分たちが直面している課題についても他の相談支援機関や福祉関係の組織や団体等と共有し、解決に向けて協働しましょう。
- ・自分たちが活動する地域範囲の強みや弱み、特徴を捉えて課題解決に向けて出来ることに取り組みましょう。

● 市社協の取組み

Ⅳ (1) なんでも相談窓口の機能充実

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(1)－① なんでも相談窓口 の継続と機能充実	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">「なんでも相談窓口」の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">老人福祉センターにおける「なんでも相談窓口」の実施 【令和6年度に実施、全老人福祉センターを会場とする輪番制で年間10回以上】</div>				
取組みの方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ●自分の困りごとが整理できない相談やどこに相談すればよいかわからない場合等、ひとまず相談ができる「なんでも相談窓口」を継続します。 ●老人福祉センターに「なんでも相談窓口」を設置し、相談という特にあらたまった形ではなくとも、ちょっと聞いてみようかなと思ってもらえるような環境をさらに整えます。 					

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(1)－② 多機関連携・協働による総合相談支援	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 「なんでも相談窓口」の周知用チラシの作成・配付 【計画期間中に作成し、周知に活用】 </div>				

取組みの方向性

- 個人向けだけではなく、福祉関係の組織や団体等にも「なんでも相談窓口」を周知すると共に、問題の解決に向けた連携・協働を呼びかけ、それぞれの強みを活かした支援を行います。

《取組みの例》

- ・福祉関係の組織や団体等向け「なんでも相談窓口」の周知用チラシ等の作成。
- ・住民からの相談のみならず地域活動や団体運営に関することなどの相談も受止める相談窓口であることを周知するとともに、地域福祉ネットワークを活かした多機関連携による解決・改善を目指す「なんでも相談窓口」の取組みに対して協力を呼びかけていきます。

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(1)－③ 相談内容や対応状況の共有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 事業別状況報告会の定期開催 【令和7年度から年間5事業以上】 </div>				

取組みの方向性

- なんでも相談に寄せられた相談内容をはじめ、成年後見・生活福祉資金・日常生活自立支援事業などの相談の傾向や件数、対応状況の報告会を行い、市社協内部の個別支援と地域支援の担当者が適宜共有します。あわせて、この報告会は、個別の課題を地域支援につなげる検討など、市社協全体で課題解決を目指す取組みとします。

《取組みの例》

- ・事業別状況報告会
各事業担当者が輪番で事業別状況報告を行う。多くの職員が参加できるように、短時間かつ同一内容を別日に2回行うなど開催方法を工夫する。

Ⅳ (2) 地域の社会資源や地域特性の把握・整理

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(2)－① 地域の社会資源や 地域特性の把握・ 整理	地域福祉基本情報の 必要項目の検討。		地域福祉基本情報の作成・定期的な情報更新の実施 【令和7年度から作成・毎年更新】		
	定期的な情報更新の 方法の検討。				
取組みの方向性					
●主に地域支援に携わる生活支援コーディネーターが地域別に情報を把握・整理し、地域福祉基本情報を作成します。この情報は随時内容を更新するとともに、定期的に内容の正確性をチェックします。					

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(2)－② 福祉関係の組織や 団体等の基本情報 の収集・整理	「地区社協概要書」の作成（隔年） 【令和6年度・令和8年度・令和10年度に作成】				
	「福祉当事者団体の活動紹介」の作成【計画期間中に1回以上作成】				
	「市内の社会福祉施設紹介」の作成【計画期間中に1回以上作成】				
	「市社協登録のボランティアグループ紹介」の作成【毎年作成】				
取組みの方向性					
●福祉関係の組織や団体の基本情報を収集・整理を行い、冊子作成のほか、あらゆる広報媒体で情報提供を行います。 ・「地区社協概要書」の作成。 ・「福祉当事者団体の活動紹介」の作成。 ・「市内の社会福祉施設紹介」の作成。 ・「かまくらのボランティアグループ紹介」の作成。					

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(2)－③ 組織内における 情報共有の強化	情報発信とその後の情報管理方法の整備 【令和7年度から検討開始、計画期間中に整備】				
	係長会議の開催【年間3回以上】				
取組みの方向性					
●市社協内で各担当者が把握した地域・施設・団体等の情報を自由に記載、閲覧ができる一元的な管理方法の構築と活用方法を検討します。 ●係長会議の定期開催（主にかまくらささえあい福祉プランの進捗状況について共有する場）。					

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(3)-① 市社協の活動や福祉に関する情報をわかりやすくタイムリーに発信する取組み		市社協ホームページのリニューアル【令和7年度以降】			
		市社協各種広報媒体の充実に向けた取組み			
		かまリンの効果的活用の検討			
取組みの方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ●市社協ホームページのリニューアル作業、SNSや動画コンテンツによる情報発信、かまくら社協だよりなどの紙面媒体の充実に取組みます。 ●市社協マスコットキャラクターかまリンの効果的な活用など、福祉にまだ関心がない状態の方々を呼び込む情報発信の方法について検討します。 					

小項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(3)-② 福祉関係の組織や団体等が行う情報発信の支援		情報募集・情報発信の運用方法の検討		市社協ホームページのリニューアル後に運用開始。【令和8年度以降】	
取組みの方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ●福祉関係の組織や団体等が行うイベント情報や講座の参加者募集等を一元化して情報発信ができる仕組みの検討（生活支援体制整備事業における協議体の運営や新たな協議体の立ち上げのコーディネート） <p>《取組みの例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上に福祉施設や団体が主催するイベントや講座の募集情報を自由に投稿できるスペースを設ける。（情報公開の最終確認は市社協が行う） ・募集情報を公開した記事には、終了後も開催報告等のコメントを投稿してもらう。 <p>地域のお祭りや子育て支援グループの活動など、様子がわかる写真もプライバシーに配慮したうえで掲載してもらいます。</p>					



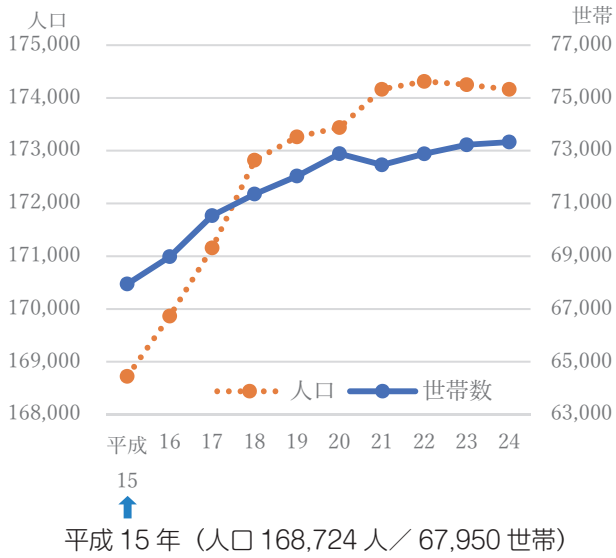
第 3 章



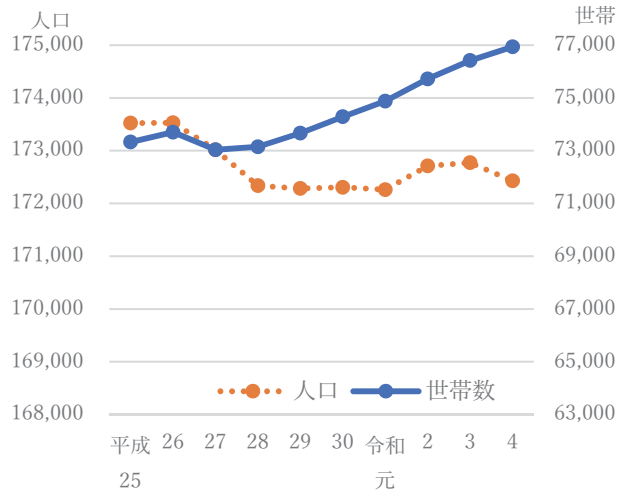
(1) 鎌倉市の統計資料

① 人口と世帯の推移 (各年10月1日現在)

平成24年 (人口 174,162 人 / 73,226 世帯)

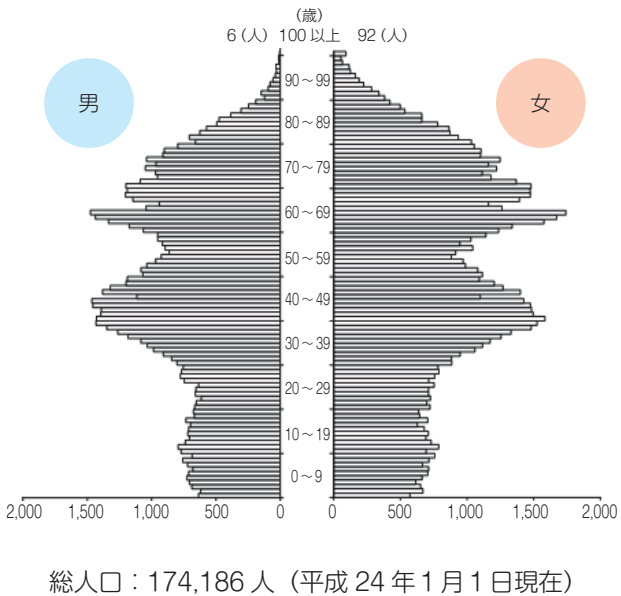


令和4年 (人口 172,428 人 / 76,939 世帯)

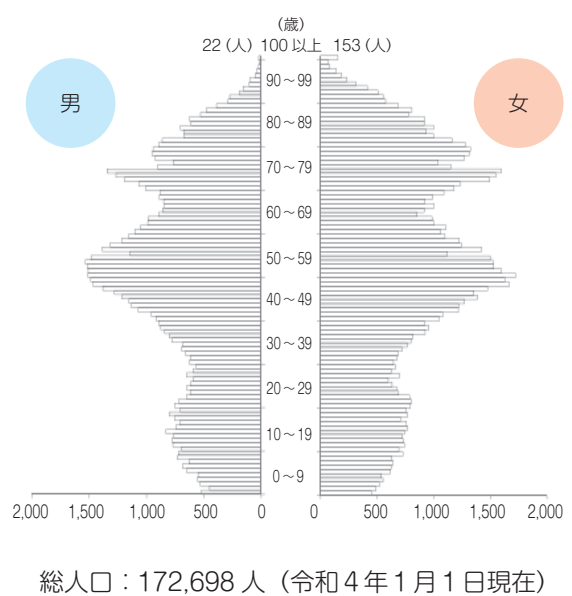


② 年齢別・男女別人口ピラミッド

平成24年



令和4年



③ 地域別人口と世帯の推移 (各年1月1日現在)

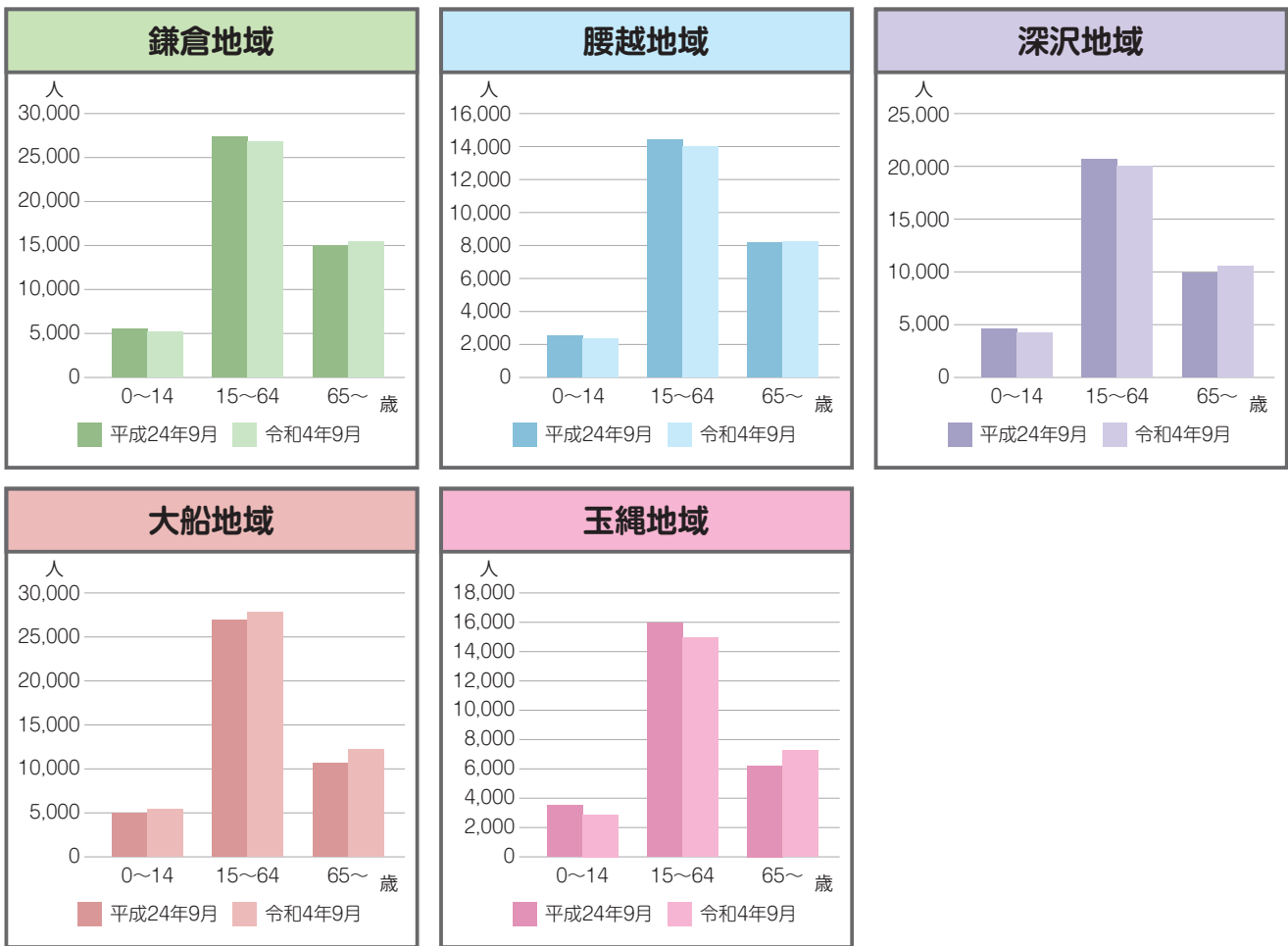
単位：世帯・人		平成 24 年 (2012 年)	令和 4 年 (2022 年)	増減	
総 数	世帯数	72,908	76,470	3,562	
	人 口	計	174,186	172,698	△ 1,488
		男	82,179	81,809	△ 370
		女	92,007	91,609	△ 398
	1 世帯あたり平均人員		2.39	2.26	- 0.13
鎌 倉 地 域	世帯数	19,887	20,462	575	
	人 口	計	47,148	45,491	△ 1,657
		男	21,544	20,778	△ 766
		女	25,604	24,713	△ 891
	1 世帯あたり平均人員		2.37	2.22	- 0.15
腰 越 地 域	世帯数	10,039	10,259	220	
	人 口	計	24,889	23,816	△ 1,073
		男	11,609	11,116	△ 493
		女	13,280	12,700	△ 580
	1 世帯あたり平均人員		2.48	2.32	- 0.16
深 沢 地 域	世帯数	14,212	14,692	480	
	人 口	計	34,538	33,820	△ 718
		男	16,153	15,982	△ 171
		女	18,025	17,838	△ 187
	1 世帯あたり平均人員		2.43	2.30	- 0.13
大 船 地 域	世帯数	18,760	20,944	2,184	
	人 口	計	42,266	44,600	2,334
		男	20,353	21,401	1,048
		女	21,913	23,199	1,286
	1 世帯あたり平均人員		2.25	2.13	- 0.12
玉 縄 地 域	世帯数	10,010	10,582	572	
	人 口	計	25,345	24,701	△ 644
		男	12,160	11,697	△ 463
		女	13,185	13,004	△ 181
	1 世帯あたり平均人員		2.53	2.33	- 0.20

大船地域のみ世帯数、人口ともに増加している。

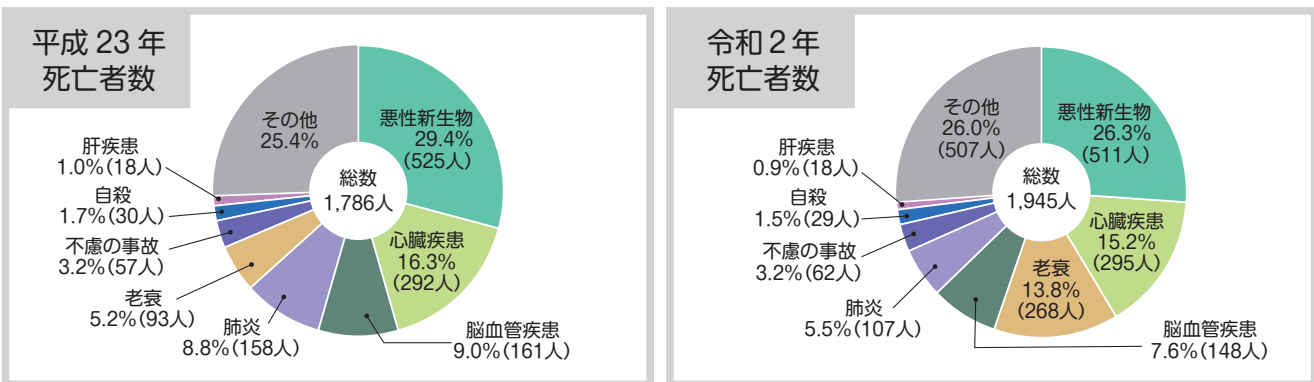
④ 年齢3区分人口 令和4年9月末日現在の地域別・町丁字別の年齢別人口（住民基本台帳）

区分	平成24年 (2012年)	令和4年 (2022年)	増減
総数	178,397	176,781	△ 1,616
0～14歳	21,580	19,508	△ 2,072
15～64歳	106,770	103,761	△ 3,009
65歳以上	50,047	53,512	3,465
高齢化率	28.1%	30.3%	

令和4年は、高齢化率は30%台に。0～14歳、15～64歳は共に減少している。



⑤ 死因別死亡者数



令和2年は、平成23年には5.2% (93人) だった老衰が13.8% (268人) に増加している。

⑥ 生活保護世帯数及び保護人員 単位：世帯・人・％（各年度末現在）

	平成 23 年 (2011 年)	令和 3 年 (2021 年)	増減
総世帯数	73,046	76,673	3,627
保護世帯数	659	889	230
保護率	0.90	1.15	—
総人口	174,161	172,669	△ 1,492
保護人員	822	1,032	210
保護率	0.47	0.6	—

⑦ 身体障害者手帳の障害種別・等級別交付者数

平成 24 年 (2012 年)		障害の種別				
		視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	4,946	327	395	38	2,578	1,608
1 級	1,857	99	9	1	532	1,216
2 級	790	93	89	0	598	10
3 級	733	31	33	25	535	109
4 級	1,082	27	78	11	693	273
5 級	197	51	3	0	143	0
6 級	287	26	183	1	77	0

令和 4 年 (2022 年)		障害の種別				
		視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	4,657	320	448	42	2,091	1,756
1 級	1,738	84	9	—	418	1,227
2 級	667	120	77	1	453	16
3 級	669	20	39	28	388	194
4 級	1,072	23	109	13	608	319
5 級	208	56	3	—	149	—
6 級	303	17	211	—	75	—

⑧ 療育手帳交付者数

年 別	総 数	最重度	重 度	中 度	軽 度
平成 24 年 (2012 年)	826	184	208	219	215
令和 4 年 (2022 年)	1,100	231	229	253	387

⑨ 精神障害者保健福祉手帳交付者数

年 別	総 数	1 級	2 級	3 級
平成 24 年 (2012 年)	969	192	638	139
令和 4 年 (2022 年)	1,676	186	1,127	363

手帳交付者数が約 1.8 倍増加。

⑩ 介護保険の状況

《第 1 号被保険者数》 単位：人（各年度末現在）

年 別	平成 23 年 (2011 年)	令和 3 年 (2021 年)
第 1 号被保険者	49,361	53,903

第 1 号被保険者…65 歳以上 対比で 4,542 人増加。

《要介護認定者数》 単位：人（各年度末現在）

		平成 23 年 (2011 年)	令和 3 年 (2021 年)	増減
総 合 計	第 1 号被保険者	8,261	11,229	2,968
	第 2 号被保険者	202	179	△ 23
	合計	8,463	11,408	2,945
要 支 援 1	第 1 号被保険者	1,028	1,952	924
	第 2 号被保険者	10	11	1
	合計	1,038	1,963	925
要 支 援 2	第 1 号被保険者	1,052	1,434	382
	第 2 号被保険者	23	29	6
	合計	1,075	1,463	388
要 介 護 1	第 1 号被保険者	1,521	2,399	878
	第 2 号被保険者	37	35	△ 2
	合計	1,558	2,434	876
要 介 護 2	第 1 号被保険者	1,456	1,719	263
	第 2 号被保険者	40	38	△ 2
	合計	1,496	1,757	261
要 介 護 3	第 1 号被保険者	1,241	1,379	138
	第 2 号被保険者	32	21	△ 11
	合計	1,273	1,400	127
要 介 護 4	第 1 号被保険者	999	1,408	409
	第 2 号被保険者	25	25	0
	合計	1,024	1,433	409
要 介 護 5	第 1 号被保険者	964	938	△ 26
	第 2 号被保険者	35	20	△ 15
	合計	999	958	△ 41

第 1 号被保険者の要介護認定率…平成 23 年 (16.7%) が令和 3 年 (20.8%) と増加。

(2) 地域別の基礎的資料

鎌倉地域

① 地域範囲

十二所、浄明寺、二階堂、西御門、雪ノ下、扇ガ谷、小町、大町、材木座、由比ガ浜、御成町、笹目町、佐助、長谷、坂ノ下、極楽寺、稲村ガ崎

② 人口・高齢化率

(令和4年9月末)…………… 47,346人 (内、65歳以上 15,249人) 高齢化率 32.2%

③ 世帯数・平均世帯人員

(令和4年1月1日)…………… 20,462世帯 / 45,491人…平均世帯人員 2.22人

④ 地区社会福祉協議会 (地区社協)

地区社協とは…住民のみなさんから自治会町内会を通じて納入された年会費と行政や市社協からの助成金を主な活動財源として福祉活動を進めることを目的とした自主的な組織で、市内には9つの地区社協があります。

第一地区社協 (自治会町内会の範囲)

①十二所町内会 / ②浄明寺町内会 / ③鎌倉ハイランド自治会 / ④二階堂親和会 / ⑤西御門自治会 / ⑥大蔵自治会 / ⑦横町町内会 / ⑧雪ノ下岩谷堂町内会 / ⑨巨福呂坂町内会 / ⑩山王台自治会 / ⑪扇ガ谷泉ガ谷町内会 / ⑫扇ガ谷上町自治会 / ⑬扇ガ谷下町自治会 / ⑭小町二丁目自治会 / ⑮小町二丁目東自治会 / ⑯小町元町町内会 / ⑰鎌倉紅葉山自治会 / ⑱小町三丁目フクロウ小路自治会 / ⑲葛西ガ谷保郷会自治会 / ⑳御成町末広自治会 / ㉑小町商店会 / ㉒表駅商友会 / ㉓小町上町明光自治会 / ㉔鎌倉御成町マスターズハウス自治会

大町地区社協 (自治会町内会の範囲)

①八雲自治会 / ②米町自治会 / ③辻町自治会 / ④名越自治会 / ⑤大町三丁目自治会 / ⑥大町四丁目自治会 / ⑦大町五丁目自治会 / ⑧大町六・七丁目自治会 / ⑨松葉町内会 (材木座)

材木座地区社協 (自治会町内会の範囲)

①上河原自治会 / ②若松町自治会 / ③乱橋自治会 / ④材木座中央自治会 / ⑤材木座宮仲自治会 / ⑥芝原自治会 / ⑦諏訪町自治会 / ⑧仲島町自治会 / ⑨神明町自治会 / ⑩紅ヶ谷自治会 / ⑪東水会自治会

第三地区社協 (自治会町内会の範囲)

①佐助自治会 / ②蔵屋敷自治会 / ③塔之辻自治会 / ④由比ガ浜自治会 / ⑤由比ガ浜中央自治会 / ⑥由比ガ浜西自治会 / ⑦若宮町内会 / ⑧若宮ハイツ自治会 / ⑨長谷自治会 / ⑩長谷東町町内会 / ⑪長谷仲町町内会 / ⑫長谷大谷戸町内会 / ⑬長谷上町町内会 / ⑭長谷新宿町内会 / ⑮坂ノ下自治会 / ⑯極楽寺自栄会 / ⑰馬場ヶ谷親和会 / ⑱極楽寺西ヶ谷町内会 / ⑲極楽寺霊仙会 / ⑳稲村ガ崎自治会 / ㉑北稲村ガ崎自治会

⑤ 民生委員児童委員数 (令和4年12月)

第一地区 定数 22名 / 実数 21名 (男性 3名・女性 18名)
第二地区 定数 19名 / 実数 19名 (男性 3名・女性 16名)
第三地区 定数 25名 / 実数 24名 (男性 5名・女性 19名)

6 学校

小学校

①第一小学校／②第二小学校／③御成小学校／④稲村ガ崎小学校／⑤横浜国立大学教育学部附属鎌倉小学校／⑥清泉小学校

中学校

①第一中学校／②第二中学校／③御成中学校／④横浜国立大学教育学部附属鎌倉中学校／
⑤鎌倉女学院中学校

高等学校

①鎌倉女学院高等学校

7 福祉施設

児童関係施設

①かまくら幼稚園（浄明寺）／②鶴岡幼稚園（雪ノ下）／③比企谷幼稚園（大町）／
④鎌倉いずみ幼稚園（材木座）／⑤ハリス記念鎌倉幼稚園（由比ガ浜）／⑥長谷幼稚園（長谷）／
⑦聖路加幼稚園（稲村ガ崎）／⑧富士愛育園（材木座）／⑨うちゅう保育園（扇ガ谷）／
⑩鎌倉おなり保育園（御成町）／⑪佐助保育園（佐助）／⑫公立由比ガ浜保育園（由比ガ浜）／
⑬鎌倉児童ホーム（佐助）／⑭鎌倉浄明寺雲母保育園（浄明寺）／⑮保育所のぞみ（小町）

障害者関係施設

《知的障害者福祉施設》①鎌倉はまなみ（由比ガ浜）／②鎌倉由比（坂ノ下）
《精神障害者福祉施設》①青い麦の家（大町）／②地域活動支援センター麦の穂（扇ガ谷）

高齢者関係施設

《介護老人福祉施設》①特養鎌倉静養館／②鎌倉清和由比（坂ノ下）／③稲村ガ崎きしろ（稲村ガ崎）
《軽費老人ホーム》①きしろホーム（坂ノ下）／②軽費静養館（稲村ガ崎）
《介護老人保健施設》①老健かまくらしるばーほーむ（雪ノ下）／②老健ぬかだ（大町）
《老人福祉センター》①名越やすらぎセンター（材木座）

8 病院

①額田記念病院（大町）／②ふれあい鎌倉ホスピタル（御成町）／③清川病院（雪ノ下）／
④鎌倉ヒコ病院（材木座）／⑤鎌倉病院（長谷）

9 地域包括支援センター／相談支援事業所

地域包括支援センター

①鎌倉市社会福祉協議会（御成町）／②鎌倉きしろ（材木座）／③鎌倉静養館（由比ガ浜）

相談支援事業所（障害がある人のための総合相談窓口）

①キャロットサポートセンター（由比ガ浜）／②地域生活支援センターとらいむ（由比ガ浜）／③相談支援事業所麦の穂（扇ガ谷）／
④ADDS Kids 1st 鎌倉（由比ガ浜）／⑤鎌倉市基幹相談支援センター／⑥鎌倉発達支援室（御成町）

10 その他公共施設

①鎌倉市役所／②鎌倉生涯学習センター／③鎌倉中央図書館／④鎌倉体育館／⑤鎌倉青少年会館／⑥見田記念体育館／
⑦鎌倉市福祉センター／⑧鎌倉警察署／⑨鎌倉消防署浄明寺出張所／⑩NPOセンター鎌倉

腰越地域

① 地域範囲

腰越、津、西鎌倉、七里ガ浜東、津西、七里ガ浜、手広の一部、鎌倉山の一部

② 人口・高齢化率

(令和4年9月末)…………… 24,705人 (内、65歳以上 8,321人) 高齢化率 33.7%

③ 世帯数・平均世帯人員

(令和4年1月1日)…………… 10,259世帯 / 23,816人 (平均世帯人員 2.32人)

④ 地区社会福祉協議会 (地区社協)

腰越地区社協 (自治会町内会の範囲)

①中原町内会 / ②下町町内会 / ③土橋町内会 / ④神戸町内会 / ⑤浜上町内会 / ⑥津町内会 /
⑦七里ガ浜町内会 / ⑧浜上山自治会 / ⑨七里ガ浜二丁目自治会 / ⑩七里ガ浜自治会 /
⑪諏訪ヶ谷町内会 / ⑫鎌倉グランドエステイツ自治会 / ⑬市営諏訪ヶ谷ハイツ管理組合 /
⑭ヴァンベール鎌倉管理組合

西鎌倉地区社協 (自治会町内会の範囲)

①西鎌倉住宅地自治会 / ②手広町内会 / ③鎌倉山町内会 / ④新鎌倉山自治会 / ⑤御所ヶ丘自治会 /
⑥西鎌倉山自治会 / ⑦谷際自治会 / ⑧南鎌倉自治会 / ⑨西ヶ谷団地自治会 / ⑩手広片岡町内会

⑤ 民生委員児童委員数 (令和4年12月)

第四地区 定数 21名 / 実数 20名 (男性 8名・女性 12名)

第十地区 定数 19名 / 実数 13名 (男性 4名・女性 9名)

⑥ 学校

小学校

①七里ガ浜小学校 / ②腰越小学校 / ③西鎌倉小学校

中学校

①腰越中学校

高等学校

①県立鎌倉高等学校 / ②県立七里ガ浜高等学校

⑦ 福祉施設

児童関係施設

①江ノ島ともだち幼稚園 (腰越) / ②モンタナ幼稚園 (津) / ③西鎌倉幼稚園 (西鎌倉) /
④腰越保育園 (腰越) / ⑤認定こども園七里ガ浜楓幼稚園 (七里ガ浜東) / ⑥きみのまま保育園 (津西)

障害者関係施設

《重症心身障害児者入所施設》①鎌倉療育医療センター小さき花の園 (腰越)

高齢者関係施設

《介護老人福祉施設》①七里ガ浜ホーム (腰越)

《老人福祉センター》①腰越なごやかセンター (津西)

⑧ 病院

- ① 鈴木病院（腰越）／② 鎌倉リハビリテーション聖テレジア病院（腰越）／
③ 鎌倉療育医療センター小さき花の園（腰越）

⑨ 地域包括支援センター／相談支援事業所

地域包括支援センター

- ① 聖テレジア（腰越）／② 聖テレジア第2（津）

相談支援事業所（障害がある人のための総合相談窓口）

- ① 鎌倉療育センター小さき花の園（腰越）

⑩ その他公共施設

- ① 腰越支所（学習センター・図書館）／② 鎌倉消防署七里ガ浜出張所

深沢地域

① 地域範囲

梶原、寺分、山崎、上町屋、手広の一部、笛田、常盤、鎌倉山の一部

② 人口・高齢化率

（令和4年9月末）…… 34,340人（内、65歳以上10,735人）高齢化率31.3%

③ 世帯数・平均世帯人員

（令和4年1月1日）…… 14,692世帯／33,820人（平均世帯人員2.30人）

④ 地区社会福祉協議会（地区社協）

深沢地区社協（自治会町内会の範囲）

- ① 梶原町内会／② 梶原山町内会／③ 鎌倉グリーンハイツ管理自治会／④ いづみ自治会／
⑤ 寺分町内会／⑥ 大平山丸山町内会／⑦ 西寺分自治会／⑧ 大船ダイヤハイツ管理組合／
⑨ 富士塚アパート連合自治会／⑩ 山崎町内会／⑪ レーベンスガルテン山崎自治会／
⑫ ダイヤハイツ鎌倉自治会／⑬ 上町屋町内会／⑭ 笛田町内会／⑮ 笛田東芝町内会／
⑯ 琵琶苑自治会／⑰ 打越町内会／⑱ 鎌倉山萩郷自治会／⑲ 鎌倉山若松自治会／⑳ 常盤町内会／
㉑ 住友常盤町内会／㉒ 湘南常盤マンション管理組合／㉓ 湘南深沢マンション管理組合／
㉔ 鎌倉うぐいす山自治会／㉕ 山崎西町内会／㉖ フォルム鎌倉常盤管理組合／
㉗ グレーシア鎌倉寺分自治会／㉘ Lクオーレ湘南深沢自治会／㉙ サウスアリーナ鎌倉大船自治会

⑤ 民生委員児童委員数（令和4年12月）

第五地区 定数17名／実数16名（男性3名・女性13名）

第六地区 定数26名／実数26名（男性6名・女性20名）

⑥ 学校

小学校

- ① 深沢小学校／② 富士塚小学校／③ 山崎小学校

中学校

- ①深沢中学校／②手広中学校

高等学校

- ①県立深沢高等学校

⑦ 福祉施設

児童関係施設

- ①片岡幼稚園（手広）／②公立深沢保育園（梶原）／③梶原の森たんぽぽ保育園（梶原）／
④寺分保育園（寺分）／⑤山崎保育園（山崎）／⑥たんぽぽ共同保育園（手広）／
⑦まんまる保育園（手広）／⑧ピヨピヨ保育園（常盤）／⑨認定こども園アワーキッズ鎌倉（寺分）／
⑩アワーキッズ鎌倉分園（寺分）

障害者関係施設

- 《療育施設》①あおぞら園（笛田）
《知的障害者福祉施設》①工房ひしめき（鎌倉山）／②すてっぶ鎌倉ときわ（常盤）

高齢者関係施設

- 《介護老人福祉施設》①ヒルズ鎌倉（山崎）
《介護老人保健施設》①老健かまくら（上町屋）／②老健リハビリケア湘南かまくら（山崎）
《老人福祉センター》①教養センター（笛田）

⑧ 病院

- ①湘南記念病院（笛田）／②メンタルホスピタルかまくら山（鎌倉山）

⑨ 地域包括支援センター／相談支援事業所

地域包括支援センター

- ①みどりの園鎌倉（常盤）／②湘南鎌倉（山崎）

相談支援事業所（障害がある人のための総合相談窓口）

- ①みどりの園鎌倉（常盤）／②相談支援事業所ひびき鎌倉山（鎌倉山）／
③虹の子相談支援事業所（常盤）／④鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園（笛田）

⑩ その他公共施設

- ①深沢支所（学習センター・図書館）／②鎌倉消防署深沢出張所／③笛田リサイクルセンター／
④鎌倉武道館

大船地域

① 地域範囲

山ノ内、台（一丁目を除く）、小袋谷、大船、高野、岩瀬、今泉、今泉台

② 人口・高齢化率

(令和4年9月末)…… 45,470人(内、65歳以上11,940人) 高齢化率26.3%

③ 世帯数・平均世帯人員

(令和4年10月1日)… 20,944世帯/44,600人(平均世帯人員2.13人)

④ 地区社会福祉協議会(地区社協)

大船地区社会福祉協議会(自治会町内会の範囲)

①山ノ内上町町内会/②山ノ内瓜ヶ谷町内会/③山ノ内明月会町内会/④山ノ内中町北町内会/
⑤山ノ内中町南町内会/⑥山ノ内下町上町内会/⑦山ノ内下町中町内会/
⑧山ノ内下町下町内会/⑨富士見町町内会/⑩末広町町内会/⑪戸ヶ崎町内会/
⑫戸ヶ崎あけぼの会/⑬市場町内会/⑭台町内会/⑮つるまい町内会/⑯田園町内会/
⑰大船仲通町内会/⑱梅田町内会/⑲松竹前町内会/⑳小袋谷町内会/㉑離山町内会/
㉒栄町町内会/㉓南ヶ丘自治会/㉔谷之前自治会/㉕大船町内会/㉖岩瀬町内会/
㉗今泉町内会/㉘今泉台町内会/㉙高野台自治会/㉚コーポ野村鎌倉・台自治会/
㉛ザ・パークハウスオイコス鎌倉大船管理組合

⑤ 民生委員児童委員数(令和4年12月)

第七地区 定数25名/実数25名(男性10名・女性15名)

第八地区 定数25名/実数25名(男性6名・女性19名)

⑥ 学校

小学校

①小坂小学校/②今泉小学校/③大船小学校/④鎌倉女子大学初等部

中学校

①大船中学校/②岩瀬中学校/③北鎌倉女子学園中学校/④鎌倉女子大学中等部/⑤鎌倉学園中学校

高等学校

①県立大船高等学校/②鎌倉学園高等学校/③北鎌倉女子学園高等学校/④鎌倉女子大学高等部

大学・短期大学

①湘南鎌倉医療大学(山崎)/②鎌倉女子大学(大船)/③鎌倉女子短期大学部(大船)

⑦ 福祉施設

児童関係施設

①北鎌倉幼稚園(山ノ内)/②大船カトリック幼稚園(大船)/③ひがし幼稚園(大船)
④鎌倉女子大学幼稚部(岩瀬)/⑤公立大船保育園(大船)/⑥北鎌倉保育園さとの森(山ノ内)
⑦大船ひまわり保育園(台)/⑧大船ひまわり保育園分園(台)/⑨保育室みつばち(台)
⑩聖アンナの園(大船)/⑪プレップおおぞら保育園(大船)/⑫清心保育園(大船)
⑬グローバルキッズ大船園(岩瀬)/⑭こぼとナーサリー(岩瀬)/⑮オレンジ(岩瀬)
⑯岩瀬保育園(岩瀬)/⑰アワーキッズ大船(大船)/⑱おおぞら幼稚園(大船)

障害者関係施設

—なし—

高齢者関係施設

《介護老人福祉施設》①ふれあいの泉（今泉）

《老人福祉センター》①今泉さわやかセンター（今泉）

⑧ 病院

①大船中央病院（大船）

⑨ 地域包括支援センター／相談支援事業所

地域包括支援センター

①きしろ（大船）／②ふれあいの泉（今泉）

相談支援事業所（障害がある人のための総合相談窓口）

①鎌倉地域支援室（小袋谷）／②あさひ訪問看護ステーション（大船）／③相談支援事業所めいげつ（山ノ内）

⑩ その他公共施設

①大船支所（学習センター・図書館）／②大船体育館／③大船警察署／④大船消防署／

⑤大船消防署今泉出張所／⑥NPOセンター大船

玉縄地域

① 地域範囲

台（一丁目）、岡本、玉縄、植木、城廻、関谷

② 人口・高齢化率

（令和4年9月末）…………… 24,920人（内、65歳以上7,267人）高齢化率29.2%

③ 世帯数・平均世帯人員

（令和4年1月1日）…………… 10,582世帯／24,701人（平均世帯人員2.33人）

④ 地区社会福祉協議会（地区社協）

玉縄地区社会福祉協議会（自治会町内会の範囲）

①台新町自治会／②戸部本町町内会／③新富町町内会／④坂本町町内会／⑤観音山町内会／

⑥山王町内会／⑦玉川町町内会／⑧岡本町内会／⑨パラシオン鎌倉玉縄自治会／

⑩コスモ鎌倉玉縄自治会／⑪鎌倉ロジューマン自治会／⑫大船コーポビアネーズ管理組合／

⑬植木町内会／⑭東急ドエルアルス鎌倉植木管理組合／⑮オーベル鎌倉植木管理組合

⑯鎌倉岡本ガーデンホームズ自治会／⑰四季の杜自治会／⑱ラシェール鎌倉岡本ハイライズ自治会

⑲レックスガーデン鎌倉岡本自治会／⑳鎌倉グランマークス自治会／㉑玉縄台自治会

㉒新植木町内会／㉓関谷城廻町内会／㉔早雲台自治会／㉕城廻自治会／㉖星和城廻自治会

㉗城廻清水小路自治会／㉘新風台自治会／㉙鎌倉関谷スカイハイツ自治会／

㉚ガーデンハイツ鎌倉玉縄自治会／㉛鎌倉ビレジ自治会

⑤ 民生委員児童委員数（令和4年12月）

第九地区 定数 27 名／実数 24 名（男性 9 名・女性 15 名）

⑥ 学校

小学校

① 県立鎌倉支援学校（小学部）／② 玉縄小学校／③ 植木小学校／④ 関谷小学校

中学校

① 県立鎌倉支援学校（中学部）／② 玉縄中学校／③ 清泉女学院中学校／④ 栄光学園中学校

高等学校

① 県立鎌倉支援学校（高等部）／② 栄光学園高等学校／③ 清泉女学院高等学校

⑦ 福祉施設

児童関係施設

① 玉縄幼稚園（植木）／② 鎌倉しろやま幼稚園（城廻）／③ 公立岡本保育園（岡本）／
④ 明照フラワーガーデン保育園（岡本）／⑤ 鎌倉みどりこども園（植木）

障害者関係施設

① 鎌倉清和園（関谷）／② 障害者生活支援センター鎌倉清和（植木）／③ 鎌倉薫風（関谷）

高齢者関係施設

《介護老人福祉施設》① 鎌倉プライエムきしろ（関谷）／② ささりんどう鎌倉（城廻）
③ かまくら愛の郷（岡本）／④ ラペ・鎌倉（関谷）／⑤ 雪のほこら（関谷）
《介護老人保健施設》① 鎌倉幸寿苑（関谷）
《老人福祉センター》① 玉縄すこやかセンター

⑧ 病院

① 湘南鎌倉総合病院（岡本）

⑨ 地域包括支援センター／相談支援事業所

地域包括支援センター

① ささりんどう鎌倉（城廻）

相談支援事業所（障害がある人のための総合相談窓口）

① ハーモニー（城廻）／② 鎌倉やまなみ相談支援事業所（関谷）／③ 鎌倉プライエムきしろ（関谷）

⑩ その他公共施設

① 玉縄支所（学習センター・図書館）／② 玉縄交流センター／③ 玉縄青少年会館／
④ 大船消防署玉縄出張所

(3) かまくら ささえあい福祉プラン推進等委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市の地域福祉を推進するための かまくら ささえあい福祉プラン推進等委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 鎌倉市の地域福祉を推進するための、かまくら ささえあい福祉プラン（以下「福祉プラン」という。）の策定及び進行管理に関する事項について
- (2) その他委員会が必要と認めた事項について

(組織)

第3条 委員会は、12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 地区社会福祉協議会
- (2) 鎌倉市自治町内会総連合会
- (3) 鎌倉市民生委員児童委員協議会
- (4) 社会福祉施設（児童分野）
- (5) 社会福祉施設（障がい分野）
- (6) 社会福祉施設（高齢分野）
- (7) 鎌倉市ボランティア連絡協議会
- (8) 鎌倉市市民活動センター運営会議
- (9) 福祉当事者団体
- (10) 商工関係団体
- (11) 学識経験を有する者
- (12) 行政

3 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。

4 福祉プランを策定し又は推進する上で意見を聴く必要があるときは、委員会に関係者を参加させることができる。

5 委員会に部会を設置することができる。

6 部会の委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員等の任期)

第5条 正副委員長及び委員の任期は、福祉プランの計画期間とする。

2 第3条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員となった者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き議決することはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(費用弁償等)

第7条 委員が職務のため市内の会議に出席したときは、費用弁償として、日額2,000円を支給することとする。その際の報酬については、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会各種委員会委員の報酬等に関する規程に関わらず支給しないものとする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、鎌倉市社会福祉協議会職員が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年3月31日までの間、第7条及び第8条中「鎌倉市社会福祉協議会職員」とあるのは「鎌倉市役所職員及び鎌倉市社会福祉協議会職員」とする。

附 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月8日から施行する。

(4) かまくら ささえあい福祉プラン推進等委員会委員名簿

	委員氏名	選出母体
①	手塚 秀雄	地区社会福祉協議会
②	渡辺 英昭	鎌倉市自治町内会総連合会
③	千代 美和子	鎌倉市民生委員児童委員協議会
④	飯野 幸江	社会福祉施設（児童福祉分野）
⑤	里見 仁志	社会福祉施設（障がい福祉分野）
⑥	田尻 充	社会福祉施設（高齢福祉分野）
⑦	武井 みどり	鎌倉市ボランティア連絡協議会
⑧	佐藤 千津	鎌倉市市民活動センター運営会議
⑨	國分 哲男	福祉当事者団体
⑩	片根 竜哉	商工関係団体（鎌倉青年会議所）
⑪	川上 富雄	学識経験を有する者（駒澤大学文学部社会学科教授）
⑫	尾高 淳一郎	行政／健康福祉部次長（～令和5年3月）
	矢部 哲也	行政／健康福祉部次長（令和5年3月～）

（敬称略）

(5) 策定のための推進等委員会の開催

● 令和4年度 第1回推進等委員会

開催日：令和5年3月10日（金）

14：00～16：00

- 議 題：（1）正・副委員長の選出について
 （2）経過説明
 （3）計画策定の方向性について
 （4）計画策定のスケジュールについて

● 令和5年度 第3回推進等委員会

開催日：令和5年12月15日（金）

10：00～12：00

- 議 題：（1）地域福祉懇談会の開催報告について
 （2）計画修正素案(12月12日版)について
 （3）今後の計画策定スケジュールについて

● 令和5年度 第1回推進等委員会

開催日：令和5年7月14日（金）

10：00～12：00

- 議 題：（1）これまでの経過
 （2）活動計画の素案について
 （3）地域福祉懇談会について

● 令和5年度 第4回推進等委員会

開催日：令和6年1月19日（金）

10：00～12：00

- 議 題：（1）計画修正素案（1月5日版）について
 （2）意見募集について

● 令和5年度 第2回推進等委員会

開催日：令和5年10月6日（金）

10：00～12：00

- 議 題：（1）活動計画の修正素案について

● 令和5年度 第5回推進等委員会

開催日：令和6年2月22日（木）

15：00～17：00

- 議 題：（1）意見募集の結果について
 （2）計画案の完成について

かまくらささえあい福祉プラン

令和6年3月発行

発行 社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会

鎌倉市御成町 20 番 21 号

電話 0467-23-1075

印刷 富士ソフト企画株式会社



鎌倉市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「かまリン」



みんながつながり、支え合い、助け合うまち かまくら

社会福祉
法人 鎌倉市社会福祉協議会